

## 【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年12月24日

【事業年度】

第26期(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】

株式会社ネオマーケティング

【英訳名】

NEO MARKETING Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役 橋本 光伸

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】

03-6328-2880(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役CFO 森田 尚希

【最寄りの連絡場所】

東京都渋谷区南平台町16番25号

【電話番号】

03-6328-2880(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役CFO 森田 尚希

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

( 東京都中央区日本橋兜町2番1号 )

株式会社名古屋証券取引所

( 愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号 )

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	1,829,276	2,251,134	2,275,453	2,098,078	2,306,479
経常利益 (千円)	286,536	280,059	313,467	14,072	7,654
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	206,002	280,654	198,371	147,436	26,630
包括利益 (千円)	204,251	280,654	198,371	147,436	26,630
純資産額 (千円)	797,019	522,251	652,722	810,290	790,514
総資産額 (千円)	1,500,514	1,359,655	1,376,619	1,686,792	1,798,826
1株当たり純資産額 (円)	325.58	207.81	265.18	327.16	323.29
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	88.79	112.35	80.50	59.68	10.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	86.30	-	78.67	58.16	10.71
自己資本比率 (%)	53.12	38.41	47.41	48.04	43.95
自己資本利益率 (%)	40.84	-	33.77	20.16	3.33
株価収益率 (倍)	22.3	-	15.5	17.9	106.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	278,967	140,354	257,322	35,844	49,220
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,139	579,823	261,678	95,583	207,551
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	171,377	193,165	206,582	186,114	48,028
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	925,551	679,248	468,310	714,163	1,018,964
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	89 (71)	96 (71)	90 (68)	115 (59)	124 (50)

- (注) 1 . 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2021年4月22日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場したため、新規上場日から第22期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 2 . 第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 . 第23期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 . 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
- 5 . 当社は、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 6 . 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	1,708,788	2,058,004	2,142,522	2,003,253	2,222,734
経常利益又は経常損失( ) (千円)	244,187	288,172	327,325	34,549	8,450
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	173,332	305,133	225,368	75,924	15,251
資本金 (千円)	80,680	83,684	84,721	85,621	85,824
発行済株式総数 (株)	2,448,000	2,513,200	2,522,800	2,530,400	2,534,000
純資産額 (千円)	820,920	521,673	679,141	765,197	734,042
総資産額 (千円)	1,504,430	1,329,800	1,488,732	1,636,294	1,736,564
1株当たり純資産額 (円)	335.34	207.58	275.91	308.96	300.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	74.71	122.15	91.46	30.74	6.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	72.61	-	89.37	29.95	6.13
自己資本比率 (%)	54.57	39.23	45.62	46.76	42.27
自己資本利益率 (%)	31.87	-	37.54	10.51	2.03
株価収益率 (倍)	26.5	-	13.6	34.7	185.0
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	84 (70)	90 (70)	84 (62)	112 (50)	121 (48)
株主総利回り (比較指標: TOPIX) (%)	- ( - )	47.0 (90.4)	63.0 (114.4)	53.9 (130.3)	57.6 (154.6)
最高株価 (円)	4,665	2,743	1,956	1,407	1,520
最低株価 (円)	1,758	926	902	837	900

- (注) 1 . 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 2 . 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2021年4月22日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場したため、新規上場日から第22期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 3 . 第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 . 第23期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 5 . 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。
- 6 . 当社は、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 7 . 2021年4月22日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場したため、第22期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第23期以降の株主総利回り及び比較指標は、2021年9月期末を基準として算定しております。
- 8 . 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前については、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるもので、2022年4月4日以降は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 9 . 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。

## 2 【沿革】

2000年10月	東京都港区赤坂においてマーケティング支援事業を目的として、有限会社メディアインタラクティブ(資本金3,000千円)を設立
2002年9月	株式会社メディアインタラクティブに組織変更
2005年12月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転
2006年12月	マーケティングプラットフォーム「アイリサーチ」のサービス提供を開始
2007年4月	本社を東京都渋谷区渋谷二丁目に移転
2010年4月	本社を東京都渋谷区渋谷三丁目に移転
2012年4月	株式会社ネオマーケティングに商号変更
2012年6月	データ蓄積とデータマーケティングを運営する子会社としてテレビウォッチャー株式会社(現パイルアップ株式会社)を設立
2012年10月	テレビウォッチャー株式会社をデータニュース株式会社に商号変更
2013年8月	本社を東京都渋谷区南平台町に移転
2014年6月	中華人民共和国香港特別行政区にNEO MARKETING ASIA LIMITEDを開設
2015年4月	スマホ向けアンケートアプリ「アイリサーチforスマートフォン」のサービス提供を開始
2015年5月	沖縄県那覇市にマーケティングセンター「沖縄なはマーケティングラボ」を開設
2017年7月	兵庫県三田市に関西オフィスを開設
2018年10月	大阪府大阪市中央区に大阪営業所を開設
2019年1月	宮城県仙台市青葉区に仙台営業所を開設
2019年2月	データニュース株式会社をパイルアップ株式会社に商号変更
2021年2月	NEO MARKETING ASIA LIMITEDの清算結了
2021年4月	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に株式を上場
2021年10月	神奈川県横浜市中区に横浜オフィスを開設
2022年4月	北海道札幌市中央区に札幌営業所、福岡県福岡市博多区に福岡営業所を開設
2024年12月	名古屋証券取引所メイン市場に株式を上場
2025年4月	採用支援事業を運営する子会社として株式会社ネオパートナーズを設立

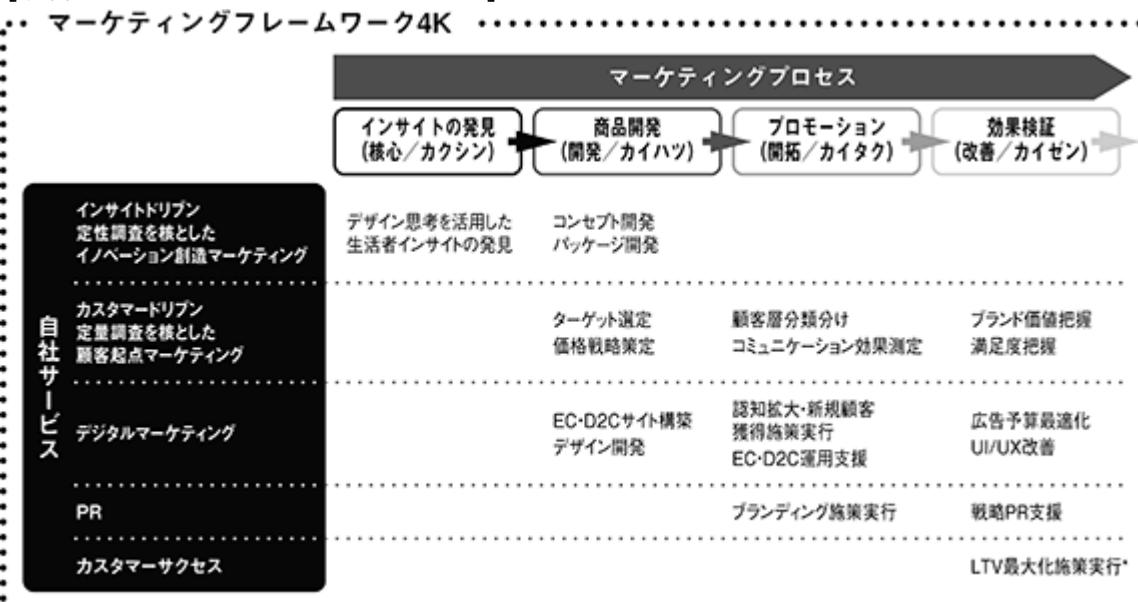
### 3 【事業の内容】

当社グループは、「人と企業の架け橋となる価値ある情報サービスを提供し、人々の生活向上と社会発展に貢献する」という経営理念のもと、マーケティング支援事業を行っております。「生活者起点のマーケティング支援」というコンセプトのもとに挑戦し続けてきたことにより、マーケティング領域におけるノウハウ、経験、データを蓄積してまいりました。

当社グループは、当社及び連結子会社1社（パイルアップ株式会社）で構成されており、クライアント企業のマーケティングプロセスを4つのプロセスに分けて考察したうえでサービスを提供しております。マーケティングプロセスとは、一般的に企業が市場調査を実施し、市場調査結果を基に商品を開発し、開発した商品を宣伝し、宣伝効果や効果の結果もたらされた売上高等の成果を検証していくという一連のプロセスのことを指します。

それぞれのプロセスごとに適切なマーケティング施策を、各サービスと対応するかたちで考案した、独自の「マーケティングフレームワーク4K」を開発しております。独自フレームワークを活用してクライアント企業のマーケティングプロセス全般にわたって、一気通貫でサービス提供できることを特長としています。

#### [ 独自のマーケティングフレームワーク4K ]



「4K」とは、生活者インサイトの発見(核心/カクシン)から商品開発(開発/カイハツ)、プロモーション(開拓/カイタク)から効果検証(改善/カイゼン)までを指します。

クライアント企業は、当社のインサイトドリブン（定性調査を核としたイノベーション創造マーケティング）やカスタマードリブン（定量調査を核とした顧客起点マーケティング）といったマーケティングサービスによって、商品やサービスを開発します。商品やサービスが市場に上市された後は、当社はデジタルマーケティングやPRでプロモーションし、カスタマーサクセスによって顧客のクライアント企業に対するロイヤリティを高めるよう支援します。一連のマーケティングプロセス全般にわたって、クライアント企業に寄り添い、マーケティング活動を統合的に支援できる体制を構築しております。創業以来累計で約3,700社強との取引実績があるため、新規顧客からの売上高に加えて、既存顧客に対するクロスセル(複数サービスの提供)・アップセル(案件単価増大)にも努めています。

一連のマーケティングプロセスの中で実施されるそれぞれの施策を生活者起点で実行していくことも大きな特長の一つです。生活者起点とは「生活者にとって必要な商品やサービスとは」、「生活者にとって好ましいコミュニケーションとは」、「生活者にとって必要な情報とは」、といった視点を最重要視し、その視点をマーケティング戦略に反映していくことです。

この「生活者起点のマーケティング支援」を実現するためのインフラとして独自のマーケティングプラットフォームを運営しております。当社独自で運営する生活者パネル（「アイリサーチ」）は73万人（2025年9月時点）の登録者があり、自宅に居ながらご自身のPCやタブレット、スマートフォンを使用して企業からのマーケティング上のタスク依頼に応えることで報酬を得られる仕組みを構築しております。「アイリサーチ」は全登録者における性別・年齢・居住地といった属性情報の比率が、インターネット人口における比率に近似することに配慮して構成された生活者パネルであり、属性の偏りを極力排除したパネル構成となるよう努めています。提携会社とのパネル連携により、のべ3,073万人以上（2025年9月時点）の生活者パネルを活用することが可能となっております。

当社では、生活者パネルの情報を収集し分析することで得られるデータを基に、一連のマーケティングサービスを「マーケティングフレームワーク4K」に基づいて提供していることから、「アイリサーチ」は当社が生活者起点のマーケティング支援事業を展開するうえで基礎となるサービスインフラとなっております。デモグラフィック情報（年齢、収入、職業）やジオグラフィック情報（住居、勤務地）を基にデータベースから案件ごとに必要となるマーケティング対象者を抽出できる点が特長です。例えば、埼玉県在住で年収500万円の男性看護師といった条件で対象者を抽出することが可能です。

これらの強みを最大限に活かし、お客様の課題を本質的に解決し、お客様の事業を成功に導くためのサービスを開発し続けることによって、世の中に良い商品や素晴らしいサービスが溢れ、企業は成功し、人々の生活が豊かになる社会を実現していくことを目指しております。

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、個別サービスを整理し次のとおり記載いたします。

生活者パネルとは、企業が実施する市場調査等のマーケティング活動に協力することに承諾し登録された、一般消費者のパネルネットワークです。登録者には協力した度合いに応じて企業から謝礼が支払われます。

#### (1) インサイトドリブン

生活者パネルの中から最適な対象者を抽出し、インタビューや行動観察（実際に商品を使用している姿の観察）を実施することで、数値では計測できない潜在的な意識を明らかにします。定性調査を核とした、生活者自身が気づいていない意識下に存在している「人を動かす隠れた心理」（インサイト）を発見するのに適したマーケティングサービスです。

特徴的な事例としては、ユーザー自身も気づいていない本質的なニーズの発見やイノベーションを引き出すために、仮説や検証を重視する実験的思考法をベースとし、エクストリームユーザー（極端な消費者）の行動観察調査を実施します。これによりインサイトを発見し、発見したインサイトを起点に当社グループでアイデア・コンセプト、プロトタイプまで創り上げクライアントに提案をするといったものがあります。

また、クライアント企業がシステム上で対象者選定からインタビュー実施までのすべての工程を実施できるセルフ型のオンラインインタビュープラットフォームであるリサーチDEMO！により、消費者の声を企業のマーケティング活動に最大限活かすことができる定性調査サービスの提供が可能です。

#### (2) カスタマードリブン

生活者パネルから収集した定量的データを数値化し分析する、定量調査を核とした顧客起点マーケティングです。

特長はマーケティング施策に実効性高く活用できるよう顧客を分類（優良顧客・一般顧客・離反顧客・非購入者・非認知者）し、顧客が商品やサービスを知ってから最終的に購買するまでの行動・思考・感情等（カスタマージャーニー）を解析することにより、顧客起点のプロモーション施策の戦略立案・実行後の検証までをクライアントに提供できる点です。

当社のサービスは何れも生活者の情報を収集し、生活者の理解をベースにマーケティング戦略を立案しておりますが、この定量調査を核としたサービスを特に「カスタマードリブン」と呼んでいます。

#### (3) デジタルマーケティング

デジタルマーケティング戦略設計にあたり、生活者に対する理解をベースにWeb広告に関する戦略立案から作成、運用、効果検証まで一貫してデジタルを通じた生活者との対話を設計・実行するサービスです。当社グループのメイン顧客層である製造業にはD2C（自ら企画生産した製品を生活者にダイレクトに販売する手法）支援サービスとして、クライアントに代わって当社グループでECサイトの構築から、Web広告やSNSを活用した集客・運用まで一気通貫で支援しております。

#### (4) PR

認知拡大・プランディングを目的としたPR支援サービスです。特徴的な事例としては、エボーグトセット( )を指標とし、クライアントの目指すあるべきブランド像や世界観を、当社グループでメディアリリースを作成し、カスタマードリブンサービスによって明確化したターゲットに対して、ニュースや記事を通じて届けるといったものがあります。

エボーグトセットとは消費者が購買行動の前に購入検討の対象として頭の中に思い出すブランドの組み合わせのこと。

#### (5) カスタマーサクセス

クライアント企業の顧客を成功させる為に、クライアントが提供している商品やサービスの価値を最大限に引き出せるよう支援するサービスです。購入・契約後の顧客にさまざまな方法で働きかけ関与することにより、商品やサービスを使って顧客が実現したいことを支援します。解約率の低減、リピート率の向上、アップセル、好意的なクチコミの醸成といった、クライアントが求める成果を実現するための戦略を立案し施策を実行するサービスです。

沖縄県那覇市と神奈川県横浜市にカスタマーサクセスセンターの拠点を設けており、電話・メールはもちろん、ZoomなどWeb会議システムによる顧客対応でサブスクリプションモデルの課金ユーザー離脱防止プログラムにも対応しております。

#### (6) クラウドソーシング

人を活用したクラウドソーシング( )やマーケティングサポートを提供するために、当社が運営する会員組織のプラットフォーム「SOLPANEL (ソルパネ)」(2025年10月現在約7,600名)を利用して不特定多数の人に業務を依頼することができる仕組みを構築しております。

クラウドソーシングとは、インターネットを介して不特定多数の人々に業務を委託するアウトソーシングの一種です。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) パイルアップ株式会社	東京都渋谷区	8,000	マーケティング 支援事業	100	資金援助：なし 役員の兼任：あり 営業上の取引：あり 当社で運営している マーケティングプラット フォームを一部共有

- (注) 1 . 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2 . 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
3 . 特定子会社に該当する子会社はありません。  
4 . 株式会社Zeroは、当連結会計年度中に全株式を売却したため、連結子会社から除外しております。  
5 . 上記の他に非連結子会社 1 社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
マーケティング支援事業	124 (50)
合計	124 (50)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであります。

### (2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
121(48)	33.74	4.16	5,437,406

セグメントの名称	従業員数(人)
マーケティング支援事業	121 (48)
合計	121 (48)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(準社員、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、マーケティング支援事業の単一セグメントであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### (4) 係長級にある者に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率

#### 提出会社

当事業年度	
係長級にある者に占める女性労働者の割合(%) (注) 2	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 3
27.3	66.7

(注) 1. 当社は、管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

#### 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、以下の経営理念・ビジョン・アイデンティティ・事業コンセプトを策定し全従業員で共有しております。

経営理念	人と企業の架け橋となる価値ある情報サービスを提供し、人々の生活向上と社会発展に貢献する
VISION	Make everyone Wonderful 私たちは人の心を満たす商品・サービスがあふれる社会を目指している
IDENTITY	Professional team for client success 私たちは生活者の喜びのために顧客を成功に導くプロフェッショナル集団である
CONCEPT	Customer driven marketing 生活者起点のマーケティング支援会社

当社グループは、「人と企業の架け橋となる価値ある情報サービスを提供し、人々の生活向上と社会発展に貢献する」を経営理念に掲げ、会社を永続的に存在させ、顧客と社会に貢献できる組織として成長し続けることを主題に置いております。お客様の課題を本質的に解決し、お客様の事業を成功に導くためのサービスを開発し続けることによって、世の中に良い商品や素晴らしいサービスが溢れ、企業は成功し、人々の生活が豊かになる社会を実現していくことを目指しております。現代の成熟社会では商品やサービスを開発する際に優位な差別化が困難になつておりますが、お客様と共にイノベーションを共創できるよう新規事業開発を行っております。

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、クライアントのマーケティングプロセスを一気通貫でサポートできるサービス体制の強化と優良な地方企業の開拓を積極的に行っていくことを成長戦略として掲げております。

2026年9月期の売上高目標を28億円としており、達成するために次の3つの活動に注力することを基本的な戦略としております。

##### (基本戦略)

マーケティングコンサルタントの増員

マーケティングコンサルタントを安定的・継続的に採用し育成し、顧客企業に手厚いサポートを実施できる体制を構築します。

当社グループでは、人材こそ最重要の経営リソースと位置付け、新卒・中途を問わず採用から教育、エンゲージメント向上まで一貫した施策を実行しておりますが、一連のプロセスをプラッシュアップし、さらなる競争優位性を獲得してまいります。

##### 顧客数の増大

定期的なウェブセミナーを開催し参加者へのアプローチ、自主調査結果・ホワイトペーパーをダウンロードいただいた見込客への提案、インサイドセールスの強化、エボーカトセットメディア( )運営を通じての情報発信等の集客施策を実施し問い合わせや引き合いを増加させるとともに、顧客数を増大してまいります。

また、地方拠点における営業活動により、優良な地方企業の開拓を積極的に行ってまいります。

消費者が商品やサービスを購入する前に検討の対象として頭の中に想起するブランドの組み合わせについて、調査結果を掲載しているウェブサイト。

##### 顧客単価の増大

当社の戦略は、マーケティングプロセスの開始地点である生活者インサイトの発見において顧客企業と接点を持ち、取引がスタートした後は、商品開発やプロモーション・効果測定といった後に続く工程においても顧客企業と伴走し、顧客1社当たりの取引単価を最大化していくことにあります。それを実現するために、当社グループの営業担当となるマーケティングコンサルタントがクライアントとの窓口となり、クライアントが抱えるマーケティング課題に対し、当社が独自に開発した「マーケティングフレームワーク4K」に基づいて最適な解決策を提案しております。一人のマーケティングコンサルタントが複数のクライアントを担当し、クライアントごと

に最適なマーケティング支援サービスを提案できることが強みであるため、「マーケティングフレームワーク4K」の教育を徹底し、提案機会を創出することで取引量を増加させてまいります。

### (3) 経営環境

近年、生活者の趣味嗜好やライフスタイルは一層複雑化・多様化し、購買行動は従来以上に予測困難なものとなっています。これに伴い、流行や商品・サービスのライフサイクルは短命化し、企業活動において製品開発、価格・コンセプト設計、チャネル構築、販売促進といった各フェーズで戦略を立案する難易度が高まっています。生活者のニーズやインサイトを的確に捉えることが、これまで以上に重要かつ困難になっているのです。こうした変化と不確実性の時代において、当社グループに期待される使命や役割は拡大しており、マーケティングサービスへの需要は今後も増大すると考えます。

当社グループが属するマーケティング業界は概ね成長基調にあります。特にデジタルマーケティング市場は、生成AIの本格活用によるコンテンツ制作・パーソナライズの高速化、ソーシャル広告や動画広告の急伸、データドリブンマーケティングの加速、統合型マーケティングツールの普及等による顧客接点業務の包括的支援といった潮流を背景に堅調な成長が見込まれています。さらに、インターネット広告市場も拡大を続けており、2025年の広告媒体費は前年比109.7%の3兆2,472億円に達すると予測されています。中でも動画広告は二桁成長を維持し、前年比114.7%の9,677億円に達する見込みです。加えて、サステナビリティや地域密着型戦略など、生活者の価値観に寄り添う新たなアプローチも重要性を増しています。

当社は、成長市場に属する各サービスを一気通貫で提供可能な点が大きな特長です。この優位性を活かし、既存の3,700社超の顧客基盤に対してサービス提供を加速し、顧客単価の増大を図るとともに、生成AIやデータ統合基盤を活用した新たなサービス開発を推進してまいります。これにより、変化の激しい市場環境においても、顧客企業の持続的成長を支援し、当社グループの企業価値をさらに高めていきます。

### (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、「マーケティングコンサルタント人員数」「顧客数」「顧客単価」を重要な経営指標とし引き続き事業を推進してまいります。

### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、変化の激しい経営環境の中で常に新しいマーケティングソリューションを生み出し続けることによって着実に成長を続けており、顧客とともにイノベーションを創造し価値ある情報サービスを提供することにより事業規模の拡大を推進するために、次の課題に重点的に対処してまいります。

#### 採用、教育体制の構築

当社のマーケティングコンサルタントが、当社グループが提供するサービスについての知識やノウハウを吸収し、顧客に対する提案力を向上させていくためには、相当程度の時間を要することが課題となっております。当社グループの提供するサービスに適応力の高い優秀な人材を採用するため、全社一丸となって採用に取り組むとともに、人的資本への投資の観点からもいちはやく効率的に戦力化するための教育プログラムの開発に取り組んでまいります。

#### プランディングの強化

当社グループが見込顧客と接点を持ち、業務のご依頼や企画コンペティションへの参加機会を増やすためには、まずお問い合わせを促す導線や仕掛けを含めた自社のマーケティング活動が重要です。自社メディアを活用した導線の強化や、見込顧客を顧客化していく仕組みの構築に取り組むとともに、当社グループの知名度を相当程度向上させていく必要があると認識しております。そのため、独自サービスの提供を通じて既存顧客の成功を支援し、その成功事例を自社サイトに掲載することで、知名度の向上とプランディングの強化を図ってまいります。

#### デジタル推進、AI活用

当社グループは、社会全体で急速にデジタル化、AI化が進む中、インフラやデバイスの技術革新が加速する環境において、継続的な成長を実現するためには、新技術の有用性を見極め、適時に対応することが重要な課題であると認識しております。次々と登場する新技术やデバイスを吟味し、必要に応じて積極的な投資を行いながら応用していくことで、競争力の強化を図ってまいります。

特に生成AI等の最新技術について活用を積極的に検討・導入し、業務プロセスの効率化や業務の高度化を図ってまいります。これらの取り組みを支えるため、技術革新に柔軟に対応できる人材の育成と確保にも投資を行ってまいります。

#### 組織体制の強化

当社グループは、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業務の拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後も、明確な役割の設定と各階層への適切な権限委譲を行うことでよりスピード感をもった経営を進めるとともに、一層のガバナンス強化に努めてまいります。

#### 戦略的なM&A等の推進

当社グループは、持続可能な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、戦略的なM&Aや資本業務提携、アライアンスの活用を積極的に推進してまいります。既存事業の着実な成長に加え、成長スピードの最大化を図るべく、まずは、マーケティング支援の領域の中で既存事業とのシナジーを生み出せる企業との連携を模索し、統合後のシナジー効果を最大限に引き出すことを目指します。当社の強みと外部リソースを組み合わせた戦略的パートナーシップを構築することで、新たな価値創造を促進し、既存事業の周辺領域への事業拡大にも取り組んでまいります。これらの取り組みを支えるため、社内体制の強化と能動的な案件探索を進め、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループは、優先的に対処すべき財務上の課題として、資本コストを上回る高い自己資本利益率(ROE)の実現と、安定的かつ継続的な株主還元の充実を目指すため、次のとおり重点的に対処してまいります。

#### 収益性の向上

事業上の重点経営課題への取組みを積極的に推進する中で、必要な設備投資・システム投資については積極的に実施する一方で、グループ全社を挙げて、合理化・効率化等によるコスト削減に取組み、収益性の向上を図ってまいります。

#### 財務基盤の強化

売掛金の回収促進により必要運転資金の最小化を図るとともに、投資効率の更なる向上に努めることで資産効率を高め、財務基盤の強化を図ってまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社グループは、持続的な事業成長のために、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題を企業の社会的責任と認識し、今後、事業活動を通じて様々な課題に積極的に取り組んでまいります。

当社のサステナビリティに関する取組については、重要事項は取締役会において審議を行っております。これは企業経営等の知見・経験が豊富な社外取締役を含めた会議で、他社の知見・経験を踏まえたより多角的なサステナビリティ及び内部統制に関する活動につながるようなガバナンス体制を構築するためです。

### (2) 戦略

当社グループは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1) 経営方針」に記載された経営理念・ビジョン・アイデンティティ・事業コンセプトに加え、全従業員の共通の価値観として「6つのバリュー」を定めております。持続的な成長を実現するために特に重要な人的資本に関する事項として、これらを体現できる人材を育成するために、様々な取組を実施しております。

また、当社グループにおける、人材の育成及び社内環境整備に関する方針は次のとおりです。

#### 人材育成方針

##### a. 経営理念・ビジョン・アイデンティティ・事業コンセプト・バリューによる意識の統一

多様な社員の意識統一を図るため、経営理念等を毎月の全社会議で共有するほか、バリューに沿った人事評価を設けることにより、当社グループの目標や行動指針を共通化する施策を積極的に行っております。

##### b. キャリアパスの複線化

キャリアパスの観点では、マネジメントに特化したマネジメントコースと、専門性に特化したエキスパートコースの2種類を用意しており、各社員の志向や適性に応じたキャリアパスを描いていく制度を用意しております。

#### 社内環境整備方針

##### a. 社内規程に基づいた副業の制度

社員が社会に貢献しようとする意志を尊重すると共に、各自のスキルを高める機会として多様な働き方を選択できるように、環境を整備しております。

##### b. フレックスタイム制による出勤と育児休業取得の奨励

各部門別に設定されたコアタイム以外の出勤時間を社員が選択できることで、ワークライフバランスを確保しやすくすると共に、育児休業の取得を奨励しております。

### (3) リスク管理

当社は、リスク管理規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置し、サステナビリティ関連のリスク及び機会についても識別し、リスク防止に関する方針及び対策等を審議し、リスクの低減を図っています。当委員会は、代表取締役を議長とし、当社グループのリスクの対応方針や課題について、幅広い視点からディスカッションを行います。当社のリスクマネジメント委員会については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 イ.企業統治の体制の概要及び概要図 (d) リスクマネジメント委員会」に記載のとおりであります。

(4) 指標及び目標

当社は、行動指針であるバリューに基づき、人材育成や多様な人材が活躍できる組織の運営を目指しておりますが、本報告書提出日現在において、人材育成方針や社内環境整備方針に関する具体的な指標及び目標は設定しておりません。しかしながら、当社が描くサステナビリティを推進するために、より働きやすい環境の実現や社内制度の改善に向けての取組を推進してまいります。

なお、当社の係長級にある者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率については、「第1 企業の概況 5 従業員の状況」に記載しております。

### 3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の蓋然性がある全てのリスクを網羅的に記載しているものではありません。また、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合に当社グループの事業、業績及び財務状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため、記載しておりません。

#### (1) 事業運営上のリスク

##### 人材の確保と維持について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、業容の拡大に伴って各分野における一定水準以上の専門知識やスキルを有するマーケティングコンサルタントを確保していくことが重要だと考えております。もっとも必要な人材の確保が計画どおりに進まない場合や、重要な人材が退職した場合には、競争力が低下したり事業拡大に制約がかかったりする可能性があり、その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そこで、当社グループでは、新卒採用だけでなくリファラル採用や中途採用を積極的に進めるとともに、社内公募による他部署への異動等、既存の従業員に対しても新たなチャレンジの機会を提供し、従業員のモチベーション・満足度を高める施策を実施しております。

なお、当社グループでは、事業の競争優位性を維持するため、人材の教育に時間と費用をかけて取り組んでおります。現時点でリスクが顕在化する可能性は高くないと考えておりますが、短期間に複数名のマーケティングコンサルタントの退職が発生した場合は、一時的に十分に教育された人材を育成する時間が不足し、退職した人員の補充が間に合わないことによって、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 生活者パネルを確保できないリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループでは、自社開発のアイリサーチのサイトを用いて生活者パネルを確保しております。現時点では、一定数の生活者パネルの登録を維持できているためリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、今後も一定数の生活者パネルの登録を維持するためにはアイリサーチの競合となる他社サイトと同水準かそれ以上のポイントを付与する必要があり、競合となる他社サイトよりも優位性を示すことができなければ、生活者パネルの確保が進まず、一定数の生活者パネルの登録を維持できなくなる可能性があります。その結果、生活者パネルが不足し、案件を受注することができず、売上高及び売上総利益の減少により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、アイリサーチだけでは、生活者パネルを十分に確保できない場合、顧客へのサービス提供に必要な生活者パネルを複数のパートナー企業と連携しながら相互に調達する仕組みを構築しております。当社グループと協力関係にあるパートナー企業に不測の事態が生じ又は何らかの理由により連携ができなくなった場合にも、顧客へのサービス提供基盤が脆弱になり生活者パネルが不足し、案件を受注することができず、売上高及び売上総利益の減少により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 新規事業について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは事業規模の拡大及び収益基盤の強化のため、今後も新サービスや新規事業の展開に積極的に取り組んでまいります。もっとも、新サービスや新規事業への取り組みを開始してから安定的な収益を生み出すまでに通常であれば半年から1年程度を必要とし、かつ、その過程において人材の採用やシステム開発等の追加的投資が必要になります。

また、新サービスや新規事業については、事業のレビューテーションリスクにも留意して組織横断的なリスクの洗い出し・評価・対応策の検討を行っております。

現時点で、業績に影響を及ぼす新サービスや新規事業の計画がないことからリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、今後新サービスや新規事業が計画及び実施され、計画通りに進まない場合は見込んでいた売上高を計上できず、かつ、回収できなくなった投資額を損失に計上せざるを得なくなり、売上高及び売上総利益の減少、特別損失の計上により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### M&Aに関するリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、成長戦略の一つとして、既存事業の関連分野におけるM&Aを検討・実施しております。現時点では公表済みのM&Aの計画はありませんが、今後M&Aが実施され、その後における事業環境の急速な悪化や想定外の事態の発生等により、取得した事業の損益が当初の目標どおりに推移せず、のれんの減損が必要になる等、特別損失の計上により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 季節変動要因について

(発生可能性：高、発生可能性のある時期：第2四半期、影響度：中)

当社グループは、例年の傾向として多くの企業の決算月付近である2～3月に売上高が増加する傾向にあるため、当社グループの売上高には一定の季節変動があります。2025年9月期は、第2四半期（2025年1月～3月）の売上高構成比率は32.7%となっており、通期の業績に占める第2四半期会計期間の比重が他の四半期会計期間に比べ相対的に高くなっています。

当社グループは、決算月の異なる顧客を含む幅広い顧客層の開拓に取り組み、年間を通じたサービスの平準化に努めていますが、季節変動の傾向は現時点では解消されていません。そのため、第2四半期累計期間の業績と同程度の利益等が第3四半期以降の6か月間で獲得できないリスクが顕在化する可能性は、前期実績と同程度は発生するものと認識しております。

また、現状の取引実績ではリスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、来期以降第2四半期会計期間において、顧客のマーケティング支援需要の低下や当社の営業活動阻害要因等が発生した場合は、売上高及び売上総利益の減少により通期の業績に影響を与える可能性があります。

なお、2025年9月期における四半期ごとの業績は次の通りです。

	2025年9月期 (2024年10月1日～2025年9月30日)				
	第1四半期 (10～12月期)	第2四半期 (1～3月期)	第3四半期 (4～6月期)	第4四半期 (7～9月期)	合計 (通期)
売上高（千円）	544,671	753,096	419,508	589,203	2,306,479
構成比（%）	23.6	32.7	18.2	25.5	100.0

#### 小規模組織であることについて

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの組織は小規模であり、内部管理体制も企業規模に応じたものとなっています。その結果、今後の成長に伴う事業規模の拡大によっては、適切かつ充分な組織対応ができない状況も想定されます。

また、特定の人員に過度に依存しないよう、優秀な人材の確保及び育成により経営リスクの軽減に努め、今後の業務拡大を見据えて内部管理体制のさらなる充実を図る方針です。

#### 経済情勢について

(発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループが行うマーケティング支援事業は、充分な検討を重ねた上で展開を図っておりますが、予期せぬ日本国内外の経済状況、各業界の動向、各企業の経営成績やマーケティング予算、広告代理店の広告取扱高の変動等による影響を受ける可能性があります。当社グループの売上高の大部分を占める日本では、政府・日本銀行の政策・世界経済の動向等によって、個人消費の減速や企業活動の停滞が発生する可能性があり、当社グループの顧客の商品・サービスの市場規模や活動が縮小し又は停滞する場合には、当社グループのサービスに対する需要が減退する等、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、今後の事業規模の拡大にあわせて、人件費が増加することが見込まれますが、人件費は固定費であることから、景気の変動等で急激に需要が縮小した場合は、結果として相対的に人件費の負担が増加し、当社グループの利益を損なう可能性があります。

## (2) 偶発的リスク

#### システム障害に関するリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの事業は、サービスの基盤をインターネット通信網に依存しております。そのため、大規模なシステム障害が発生した場合には、サービスの提供に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そこで、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等の発生に備えて、稼働状況の監視等を実施しております。

#### 情報セキュリティ及び個人情報漏えいに関するリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱事業者として同法の適用を受けております。現在、当社グループの主要なサービスの利用にあたっては会員登録を求めており、氏名、性別、年齢、居住地等の個人を特定できる情報を取得しております。これらの情報の管理について、当社グループでは「プライバシーマーク」及び「ISO27001」の認証を取得し、個人情報や機密情報の保護に最大限の注意を払い、法令及び行政機関のガイドラインを遵守し、適切な管理を行っております。

しかしながら、近年の高度化・巧妙化するサイバー攻撃やマルウェア感染、不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システム障害、役職員の過誤、自然災害等による情報流出の可能性は皆無とは言えず、情報が流出した場合には社会的信用の低下等に直面し当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループは、社内に専門組織を設置し、各種認証の取得や情報セキュリティ教育を推進するとともに、ビジネス基盤におけるセキュリティ対策を隨時実施し、情報管理体制の強化に努めています。

#### 感染症等に関するリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

新たな感染症の拡大等により、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。感染症等の蔓延により、経済活動が抑制され売上高が減少する可能性があります。また、当社グループの従業員が感染することで長期の職場離脱を余儀なくされることなどが挙げられます。そのため、当社グループでは従業員の安全を最優先とし、迅速な情報収集と適切な対応に努めるとともに、従業員に対してはリモートワークの活用といった体制の整備・運用を通じて感染防止に努め、感染リスクの極小化を図っています。

#### 自然災害等のリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは全国の生活者パネルを組織化し、そこから収集した情報を活用していくことを事業の一つの柱としております。地震、火災等の自然災害や、戦争、テロ等により、当社グループにおいて人的被害又は物的被害が生じた場合、又は、外部通信インフラ、コンピュータネットワークに障害が生じた場合等の事由によって当社グループの業務の遂行に支障が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策の検討を推進しておりますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

### (3) その他のリスク

#### 財務報告に係る内部統制に関するリスクについて

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、財務報告の信頼性に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置づけ、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでいます。しかし、内部統制報告制度のもとで当社グループの財務報告に係る内部統制に重要な不備が発見される可能性は否定できず、また、内部統制には本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかつた場合や財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

#### 知的財産権について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループによる第三者の知的財産権の侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権を完全かつ網羅的に把握する事は困難であり、認識せずに第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。かかる事態が発生した場合には、損害賠償

請求やロイヤリティの支払い要求等が行われることにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 配当政策について

(発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいりますが、現時点において配当の実施及びその実施時期等については未定であります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態の状況

##### (資産)

当連結会計年度末の資産につきましては、1,798,826千円となり、前連結会計年度末に比べ112,033千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加304,800千円があった一方で、差入保証金の減少211,535千円があつたことによるものです。

##### (負債)

負債につきましては、1,008,311千円となり、前連結会計年度末に比べ131,809千円増加いたしました。これは主に、長期借入金の増加113,497千円があった一方で、未払金の減少23,363千円があつたことによるものです。

##### (純資産)

純資産につきましては、790,514千円となり、前連結会計年度末に比べ19,776千円減少いたしました。これは主に、自己株式の取得による減少45,576千円があった一方で、親会社株主に帰属する当期純利益26,630千円の計上による利益剰余金の増加があつたことによるものです。

#### 経営成績の状況

当社グループは「～Make Everyone Wonderful～私たちは人の心を満たす商品・サービスがあふれる社会を目指している」をビジョンに掲げ、企業のマーケティング活動を強力に支援するサービスを包括的に提供しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの広がりや雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の長期化や海外経済の減速懸念、地政学的リスクの高まりなどから、依然として先行きの不透明感が拭えない状況が続いております。

日本企業は、AI活用、イノベーションの創発、生産性の向上、人口減少の中での顧客創造、といったテーマに直面し、急速に変化する市場環境の中でマーケティングのあり方そのものの見直しを迫られております。そういう課題背景のもと、中長期的に当社グループが提供するマーケティング支援事業の需要が喚起されていくものと予想しております。

このような状況の中、当連結会計年度は中期経営計画に沿って採用を実施したマーケティングコンサルタントの育成・教育に取り組み、中長期的な顧客獲得体制及びサービス受注体制拡充に向けた活動に注力いたしました。

サービス開発の取り組みとしましては、一般生活者によるSNS投稿を活用し、共感性・親近感・鮮度を重視した口コミを継続的に創出するインフルエンサーマーケティング支援サービス「Looply（ループリー）」の提供を開始いたしました。InstagramやTikTokで高品質な投稿を行う一般クリエイターを選定し、リアルな使用体験に基づく投稿を通じて、企業のブランド信頼向上と購買導線の構築の支援が可能となりました。

資本政策としましては、資本効率の向上及び株主還元の一環として、2025年8月29日に自己株式の取得を完了しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,306,479千円（前年同期比9.9%増）、営業利益10,849千円（同30.0%減）、経常利益7,654千円（同45.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益26,630千円（同81.9%減）となりました。

なお、当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ304,800千円増加し、1,018,964千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

#### ( 営業活動によるキャッシュ・フロー )

営業活動によるキャッシュ・フローは49,220千円の収入(前期は35,844千円の支出)となりました。これは主に、売上債権の増加60,005千円があったものの、税金等調整前当期純利益7,655千円、法人税等の還付44,638千円があったためです。

#### ( 投資活動によるキャッシュ・フロー )

投資活動によるキャッシュ・フローは207,551千円の収入(前期は95,583千円の収入)となりました。これは主に差入保証金の回収による収入214,200千円があったためです。

#### ( 財務活動によるキャッシュ・フロー )

財務活動によるキャッシュ・フローは48,028千円の収入(前期は186,114千円の収入)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出59,966千円があったものの、長期借入れによる収入(純額)113,497千円があったためです。

### 生産、受注及び販売の実績

#### a . 生産実績

当社グループでは、提供するサービスに生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載を省略しております。

#### b . 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

#### c . 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。前期より先行投資として今後の売上増大を見込んでマーケティングコンサルタントの採用の強化、育成を積極的に行った結果、前年同期比109.9%となりました。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
マーケティング支援事業	2,306,479	109.9

(注) 1 . 当社グループはマーケティング支援事業の単一セグメントであります。

2 . 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

### (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者は、見積りが必要な事項については過去の実績や現状等を考慮し、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。但し、将来に関する事項には不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性があります。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。また、会計上の見積りのうち特に重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 貢献度別収支計算書 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しております。また、会計上の見積りのうち特に重要なものについては、「第5 経理の状況 2 貢献度別収支計算書 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載してお

ります。

#### 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

##### a 経営成績の分析

###### (売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度から208,401千円増加し、2,306,479千円(前年同期比9.9%増)となりました。これは主に、顧客企業への営業活動の強化と積極的な自社マーケティングによって認知が広がり、インサイトドリブン、カスタマードリブンとともに伸長し、デジタルマーケティング・PRについても引き合いが増加したことにより堅調に推移し、増収という結果となりました。

###### (売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度から83,343千円増加し、1,227,556千円(前年同期比7.3%増)となりました。これは主に、売上高が増加したことによるものです。この結果、売上総利益は、前連結会計年度から125,057千円増加し、1,078,923千円(前年同期比13.1%増)となりました。

###### (販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度から129,709千円増加し、1,068,073千円(前年同期比13.8%増)となりました。これは主に、今後の売上増大を見込んだ体制構築に伴う人件費等が増加したことによるものです。この結果、営業利益は、前連結会計年度から4,652千円減少し、10,849千円(前年同期比30.0%減)となりました。

###### (営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、1,935千円となりました。これは主に受取利息によるものです。営業外費用は5,130千円となりました。これは主に支払利息によるものです。この結果、経常利益は、前連結会計年度から6,417千円減少し、7,654千円(前年同期比45.6%減)となりました。

###### (特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における法人税、住民税及び事業税8,057千円、法人税等調整額 27,032千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は26,630千円(前年同期比81.9%減)となりました。

##### b 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

##### c キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

#### 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、短期運転資金は自己資金を基本とし、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、資金の流動性については、営業債権の回収、営業債務の支払とともに概ね2ヶ月以内に滞りなく処理されており、営業活動に伴う資金収入を安定的に確保しております。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、3 事業等のリスク及び 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」に記載しているとおりであります。

#### 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、より高い成長性及び収益性を確保する観点から、「顧客数」「顧客単価」「マーケティングコンサルタント人員数」を重要な経営指標としております。

直近2期の経営指標推移は次のとおりです。

	2024年 9月期	2025年 9月期
顧客数	993社	825社
顧客単価	2,112千円	2,795千円
マーケティングコンサルタント人員数	52人	59人

なお、当連結会計年度において、顧客数と顧客単価に大きな変動がありました。これは、前連結会計年度において、株式会社セールスサポートの株式の売却に伴い、同社を連結範囲から除外したことによる影響であります。

引き続き当該経営指標の向上に努めてまいります。

## 5 【重要な契約等】

### ( 株式譲渡契約 )

当社は、2024年12月23日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社Zeroの全株式を譲渡することを決議し、2025年1月1日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等)」に記載のとおりであります。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,945千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、リサーチDEMO！システムのバージョンアップ機能追加2,191千円であります。

なお、当社グループの事業は、マーケティング支援を行う単一のセグメントであるため、セグメントごとの設備の状況の記載は省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	リース 資産 (千円)	ソフト ウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都渋谷区)	内部造作、情報通信機器、ソフトウェア	14,424	1,804	29,804	1,985	48,018	108(24)
沖縄なはマーケティング ラボ (沖縄県那覇市)	内部造作、情報通信機器	11,138	-	-	-	11,138	4(10)
横浜オフィス (神奈川県横浜市)	内部造作、情報通信機器	1,983	-	-	83	2,067	2(8)

(注) 1 . 現在休止中の主要な設備はありません。

2 . 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

3 . 当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4 . 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

5 . 上記の他、主要な賃借設備は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
東京本社 (東京都渋谷区)	本社事務所等	77,222

##### (2) 国内子会社

主要な設備がないため記載しておりません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,600,000
計	9,600,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,534,000	2,536,400	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 メイン市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であります。なお、単元株式数は 100株であります。
計	2,534,000	2,536,400		

- (注) 1 . 2025年10月1日から2025年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,400株増加  
しております。  
2 . 提出日現在の発行数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により發  
行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2016年6月14日
付与対象者の区分及び人 数(名)	当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 90 (注) 4
新株予約権の数(個)	37[35] (注) 1
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 14,800[14,000] (注) 1 , 3
新株予約権の行使時の払 込金額(円)	83 (注) 2 , 3
新株予約権の行使期間	自 2018年6月29日 至 2026年6月14日
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 83 (注) 2 , 3 資本組入額 42 (注) 2 , 3
新株予約権の行使の条 件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関す る事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の 金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる ものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	---

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株あります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員10名、元従業員1名の合計13名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年9月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社子会社取締役 1 当社従業員 63 (注) 4
新株予約権の数(個)	63 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,200 (注) 1 , 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	348 (注) 2 , 3
新株予約権の行使期間	自 2020年9月7日 至 2028年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 348 (注) 2 , 3 資本組入額 174 (注) 2 , 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	--

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当提出日の前月末現在において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3 . 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 . 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社子会社取締役1名、当社従業員21名の合計23名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2019年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 23 (注) 4
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000 (注) 1 , 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353 (注) 2 , 3
新株予約権の行使期間	自 2021年9月19日 至 2029年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 (注) 2 , 3 資本組入額 177 (注) 2 , 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
--------------------------	--

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 . 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3 . 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 . 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員7名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 24 (注)4
新株予約権の数(個)	19[15] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,600[6,000] (注)1 , 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2 , 3
新株予約権の行使期間	自 2022年4月15日 至 2030年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)2 , 3 資本組入額 250 (注)2 , 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。 新株予約権の取得事由及び条件 ア. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 イ. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。
--------------------------	--

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3 . 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4 . 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2 (注)4 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	7 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,800 (注)1 , 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)2 , 3
新株予約権の行使期間	自 2022年10月1日 至 2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)2 , 3 資本組入額 250 (注)2 , 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員、社外協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とするものとする。 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とするものとする。 新株予約権を使用できる期間 新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の最終日までとするものとする。 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ア. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記アの資本金等増加限度額から前記アに定める増加資本金の額を減じた額とするものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>ア. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>イ. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得するものとする。</p>
---------------------------------	--

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 2020年9月11日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株の割合、2021年2月12日開催の取締役会決議により、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、社外協力者1名の合計2名となっております。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月2日(注)1	1,204,000	2,408,000	-	47,560	-	-
2021年4月22日(注)2	40,000	2,448,000	33,120	80,680	33,120	33,120
2021年10月1日～ 2022年9月30日(注)3	65,200	2,513,200	3,004	83,684	2,940	36,060
2022年10月1日～ 2023年9月30日(注)3	9,600	2,522,800	1,036	84,721	1,036	37,097
2023年10月1日～ 2024年9月30日(注)3	7,600	2,530,400	900	85,621	900	37,997
2024年10月1日～ 2025年9月30日(注)3	3,600	2,534,000	202	85,824	202	38,200

(注) 1. 株式分割(1:2)によるものです。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,800円

引受価額 1,656円

資本組入額 828円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 当事業年度の末日後2025年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,400株、資本金が433千円、資本準備金が433千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	15	34	11	2	2,017	2,080	
所有株式数 (単元)	-	3	940	10,464	308	7	13,609	25,331	
所有株式数 の割合(%)	-	0.01	3.72	41.29	1.22	0.03	53.73	100.00	

(注) 自己株式88,774株は、「個人その他」に887単元、「単元未満株式の状況(株)」に74株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エムスリードリームインベスター	東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号桑野ビル2階	658,000	26.91
橋本光伸	神奈川県川崎市高津区	506,650	20.72
株式会社TRMブラザーズ	東京都渋谷区道玄坂1丁目16番6号二葉ビル8B	251,800	10.30
村上直	千葉県船橋市	81,450	3.33
株式会社エイジェック	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号新宿センタービル46階	77,400	3.17
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	66,357	2.71
荒池和史	東京都立川市	44,500	1.82
ネクスト・グロース株式会社	東京都港区南青山3丁目8番40号青山センタービル2F	42,800	1.75
原島茂雄	東京都稻城市	30,900	1.26
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	22,200	0.91
計		1,782,057	72.88

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 88,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,444,400	24,444	完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	900	-	-
発行済株式総数	2,534,000	-	-
総株主の議決権	-	24,444	-

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ネオマーケティング	東京都渋谷区南平台町 16番25号	88,700	-	88,700	3.50
計		88,700	-	88,700	3.50

(注) 2025年1月20日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分により、12,600株減少いたしました。また、2025年5月20日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得により47,700株増加いたしました。この結果、当事業年度末日における自己株式数は、単元未満株式を含め88,774株となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年5月20日)での決議状況 (取得期間 2025年5月21日～2025年8月31日)	50,000	60,000,000
当事業年度前における取得株式	-	-
当事業年度における取得株式	47,700	59,966,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,300	33,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	4.6	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	4.6	0.0

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受けるものの募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	12,600	13,154	-	-
保有自己株式数	88,774	-	88,774	-

## 3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以降、金銭による配当は実施しておりません。

今後の株主への利益配当につきましては、当面は引き続き配当を行わない予定であります。財務状況、経営成績、内部留保の状況、資金需要、全般的な業務の状況や当社経営陣が必要と認めた要因等、複数の要因を総合的に勘案し、検討していく方針であります。

剰余金の配当を行う際には、当該株式の発行日及び基準日以降の株式の譲渡にかかわらず、基準日時点で当社発行済株式を保有している株主が配当金を受け取る権利を有するものとし、年1回の期末配当を基本方針としてあります。期末配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度につきましては、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資資金として活用していく予定であります。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題の1つであると認識しており、継続的な企業価値向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と透明性の向上、経営監視機能の強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ．企業統治の体制の概要及び概要図

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置するとともに、日常業務遂行を監査する役割として、代表取締役直轄の内部監査担当を設置しております。これら各機関の相互連携により事業活動をモニタリングし、当社グループのガバナンスを推進しております。

##### (a) 取締役会

当社の取締役会は、本報告書提出日現在、代表取締役 橋本光伸を議長とし、荒池和史、森田尚希、三原宇雄(社外)、原島茂雄(社外)、中川達也(社外)の取締役6名で構成されており、取締役会は原則として毎月1回開催し、経営の意思決定機関として重要な経営事項の審議や意思決定を行っております。また、迅速な審議や意思決定が必要になった際は、臨時取締役会を隨時開催しております。

なお、当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

当事業年度においては合計19回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数(出席率)
橋本 光伸	19回	19回(100%)
荒池 和史	19回	19回(100%)
森田 尚希	19回	19回(100%)
三原 宇雄	19回	19回(100%)
原島 茂雄	19回	19回(100%)
中川 達也	19回	19回(100%)

取締役会における主な検討事項は、中期経営計画に基づいた経営戦略、ガバナンス、組織人事、内部統制・コンプライアンス、業績及び事業推移・見通しの報告等であります。

また、当社は社外取締役（監査等委員である取締役を含む）を対象として、2025年8月に取締役会の実効性に関するアンケートを実施しました。その結果、全体として取締役会の実効性は確保されていることが確認されました。今後も、取締役会の実効性を高めていくために、課題として検出された事項を含めてさらなる改善に努めてまいります。

##### (b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、本報告書提出日現在、三原宇雄を監査等委員長とし、原島茂雄、中川達也の非業務執行取締役3名により構成されており、「監査等委員会規程」に則り、監査計画に基づき監査を実施する他、適宜監査等委員会を開催しております。監査等委員は全員社外取締役であり、弁護士、公認会計士及び税理士それぞれ1名ずつで構成しております。

また、当社の内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(c) 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性・客觀性を担保するために、指名及び役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。本報告書提出日現在、指名・報酬委員会は社外取締役原島茂雄を委員長とし、社外取締役三原宇雄、社外取締役中川達也、代表取締役橋本光伸の4名により構成されており、委員の過半数を独立社外取締役が占めています。

当事業年度においては合計4回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数(出席率)
原島 茂雄	4回	4回(100%)
三原 宇雄	4回	4回(100%)
中川 達也	4回	4回(100%)
橋本 光伸	4回	4回(100%)

本委員会における主な審議事項は、取締役報酬設計の在り方についての議論、取締役の選任に関する株主総会議案についての提案、取締役会からの諮問に対する答申等であります。

(d) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役 橋本光伸を議長とし、取締役 荒池和史、取締役 森田尚希、執行役員 今泉陽介の4名及び常勤役員が指名する各部署責任者等で構成されており、経営の基本方針や経営計画に関する事項や各部門の重要な案件について審議及び方向付けを行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図っております。

(e) リスクマネジメント委員会

当社のリスクマネジメント委員会は、本報告書提出日現在、代表取締役 橋本光伸を議長とし、取締役 荒池和史、取締役 森田尚希、社外取締役(監査等委員長) 三原宇雄、執行役員 今泉陽介、開催時における各部署責任者で構成されており、直面するリスクを網羅的に把握してリスクが高いまま放置されないようコントロールすることにより、業務の円滑な運営を実現することを目的として、「リスク管理規程」を制定しております。これに基づき、四半期に一度リスクマネジメント委員会を開催することとしております。

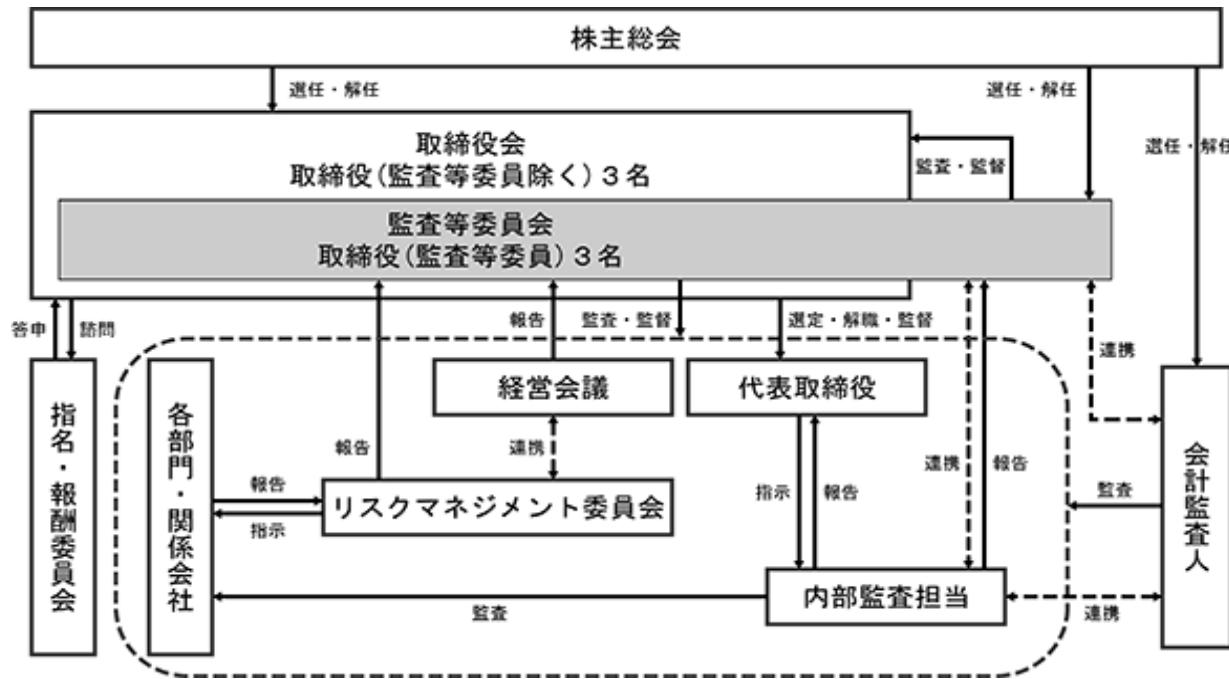
(f) 内部監査

当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査担当(1名)を設置しております。

内部監査担当は、監査等委員会及び会計監査人と情報共有を行う等連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めています。

(g) 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けています。なお、当社と同監査法人及び業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別利害関係はありません。



#### □ . 当該体制を採用する理由

当社は上記のように監査等委員会を採用しておりますが、以下の2点を採用理由に考えております。

## 1. 監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会で議決権を持つことにより、監査・監督機能の強化が期待できることがあります。

## 2. 意思決定の迅速化

業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで意思決定の迅速化が期待できること。

## 企業統治に関するその他の事項

## イ. 内部統制システムの整備の状況

当社では、2023年11月14日開催の取締役会で「内部統制システムの基本方針」を改定し、この基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。当社の「内部統制システムの基本方針」は、次のとおりであります。

当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、「経営理念」を共有し、当社グループの取締役及び使用人は、「6つのバリュー」に基づいて行動しております。
  - 当社グループの取締役及び使用人が、当社又は子会社における法令ないし定款等に違反する、あるいは違反の疑義がある行為等を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は当社グループの内部監査担当に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしております。報告・通報に対してもはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取るとともに再発防止策を策定し、当社グループ全体に実施させることとしております。
  - 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めた場合は、取締役会ないしは代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとしております。
  - 当社グループの内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、独立した立場から法令及び定款、社内規程等の遵守状況等について監査し、その結果を代表取締役に報告しております。
  - 当社の取締役会は、各取締役の職務執行を監督するため、「取締役会規程」に基づき各取締役は業務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視及び監督することとしております。

#### 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 当社の取締役は、株主総会議事録や取締役会議事録、その他重要な意思決定に関する文書等（電磁的記

録を含む。以下同じとする。)を法令及び「文書管理規程」に基づき作成するとともに管理及び保存することとしております。

- 2 前項で定めた文書等は、各取締役及び会計監査人等が、必要に応じ閲覧ないし謄写可能なこととしております。

#### 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会で決定しております。
- 2 当社の業務執行におけるリスクは、リスクマネジメント委員会で対応方針を策定するとともに、各業務執行取締役がその対応に責任を持ち、重要なリスクについては取締役会で分析及び評価を行い、対応を決定することとしております。
- 3 当社グループにとって重要な投資については、収益性や事業戦略性、組織運営上のリスクを事前に取締役会で十分検討するとともに、事後的なモニタリングを隨時実施しております。

#### 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 当社は毎月定例の取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を実施しております。
- 2 当社は、当社グループの取締役及び使用人が共有する経営計画を年度ごとに策定し、各担当取締役は、グループ全体の目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための方法を定めるとともに、定例の取締役会で目標達成の進捗状況についての報告を実施しております。
- 3 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」でその責任者や執行手続等の詳細について定めております。

#### 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 当社グループの業務執行の状況は、定期的に取締役会において報告されております。
- 2 当社グループの経営に関する一定の事項については、当社の関連部署と隨時協議を行うとともに、重要事項については当社の取締役会の承認を要することとしております。
- 3 当社子会社の取締役及び使用人は、当社からの経営管理や経営指導内容が法令ないしは定款等に違反すると認められる場合は、当社の監査等委員会又は当社グループの内部監査担当に報告あるいは内部通報制度を利用した通報を行うこととしてあります。報告・通報に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取るとともに再発防止策を策定することとしております。

#### 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 当社の監査等委員会が監査等委員会スタッフを求める場合、当社経営管理本部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、その使用人が監査等委員会スタッフを兼務することとしております。
- 2 監査等委員会スタッフの任命や異動については、監査等委員会の事前同意を要することとしております。
- 3 監査等委員会スタッフは、監査等委員会から指示を受けた場合に、当該指示された業務に関しては監査等委員である取締役以外の取締役からの指揮命令を受けないこととしております。

#### 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社グループの取締役及び使用人は、法令ないしは定款、社内規程等の違反行為他、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には速やかにその報告を行うこととし、また監査等委員会が業務や財産等の調査を行う場合は、積極的に協力することとしております。
- 3 当社グループの内部監査担当は、当社グループの内部監査の実施状況や内部通報制度への通報状況等を監査等委員会に定期的かつ適時に報告することとしております。

当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会にいつでも直接報告を行うことができることとしており、当社グループは当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

当社グループは、監査等委員会がその職務の執行に際し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、または監査等委員会が独自に外部専門家をその職務執行のために利用した場合は、当該費用又は債務が監査等委員会の職務執行に必要と認められない場合を除き、速やかに当該費用又は債務に応じ、処理することとしております。

その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社の各監査等委員は、その職務のため必要な場合、各会議に自由に参加できることとしております。
- 2 当社の監査等委員会は、定期的に代表取締役や当社グループの内部監査担当、会計監査人と意見交換を行うこととしております。

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の付き合いをせず、毅然とした態度でその排除に努めることとしております。また、不当な要求を受けた場合は、警察等と連携し、断固拒否することとしております。
- 2 当社グループは、反社会的勢力の情報を当社経営管理本部で管理することとしており、取引先との各種契約書等で反社会的勢力の排除を確認するとともに、当該情報を当社グループでの注意喚起等に利用しております。

#### □ . リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、経営管理本部が中心となり、各部署と情報共有を行うことによりリスクの早期発見に努めるとともに、「ネオほっとライン規程」を制定し、社外取締役である各監査等委員や経営管理本部等の通報窓口を有する内部通報制度を設け、不正行為等に起因する不祥事の未然防止や早期発見を図っております。

また、当社では経営危機に繋がる可能性がある事象が発生した場合に備え、「経営危機管理規程」を制定し、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、対応することとしております。

さらに、当社は個人情報の保護について最大限の注意を払っており、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報の適正な取扱いの確保を図るとともに、JISQ15001に基づく個人情報保護マネジメントシステムを整備し、プライバシーマークの認定を受けております。

#### 八 . 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、「グループ会社管理規程」を制定し、当社の経営管理本部が子会社の管理業務を行うことで、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築しております。

また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社業務が「グループ会社管理規程」に基づき適正に運用されていることを確認する体制を構築しております。

## 二．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めてあります。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、取締役が期待される役割を十分に發揮すること等を目的とするものであります。

## 木．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としてあります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ヘ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の会社法上の取締役（社外取締役を含む。）であり、被保険者の保険料を全額会社が負担しております。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について補填されることとなります。この他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするために、違法行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については補填の対象としないなど、一定の免責事由があります。

## 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査担当が1名、監査等委員会は監査等委員である非業務執行取締役3名で構成されております。

内部監査は、代表取締役直轄の組織であり、内部監査規程や年度監査計画に基づき、業務執行の適正性や有効性を監査しております。

監査等委員会は、監査等委員である非業務執行取締役3名のいずれも社外取締役で構成され、「監査等委員会規程」に基づき監査方針及び監査計画を作成し、取締役会等の重要会議に出席する他、重要な書類の閲覧や内部統制システムが適切に運用されているか監査する他、適宜監査等委員会を開催し、業務執行取締役の業務執行を監督しております。

また、内部監査と監査等委員会監査が有機的に連携するよう内部監査結果について、内部監査担当者が監査等委員会に内部監査の実施状況を適宜報告し、意見交換しております。さらに、監査等委員会は会計監査人から監査計画について説明を受ける他、適宜情報共有及び意見交換をしております。

## 取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とし、そのうち監査等委員である取締役を3名以上とする旨を定款で定めています。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、それぞれ議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めています。また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

## 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の定めに基づき、機動的な配当政策を遂行できるよう、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	橋本 光伸	1975年10月25日生	1999年4月 株式会社日本経済広告社入社 2000年10月 有限会社メディアインタラクティブ(現当社)設立 代表取締役(現任) 2023年10月 当社代表取締役(営業本部管掌)(現任) 2025年4月 株式会社ネオパートナーズ取締役(現任)	(注)3	1,164,650 (注)5
取締役	荒池 和史	1976年3月24日生	1999年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 2004年12月 株式会社クーカー入社 2006年8月 イー・ガーディアン株式会社入社 2008年12月 同社取締役 2012年6月 イーオペ株式会社(現 イー・ガーディアン東北株式会社)代表取締役 2015年12月 当社入社 事業企画室長 2016年12月 当社取締役(営業本部管掌) 2023年10月 当社取締役(サービス本部管掌)(現任)	(注)3	44,500
取締役CFO	森田 尚希	1971年12月5日生	1994年4月 ヨシコン株式会社入社 2000年8月 株式会社フレームワークス入社 2007年11月 アルメックSPE株式会社(現株式会社アルメックスステクノロジーズ)入社 2009年10月 アップサイド株式会社入社 2010年6月 同社取締役 2012年4月 イー・ガーディアン株式会社入社 2014年7月 株式会社レアジョブ入社 2018年10月 同社執行役員管理部門管掌 2020年4月 同社執行役員CFO 2022年10月 当社入社 執行役員CFO 2022年12月 当社取締役CFO(管理本部(現経営管理本部)管掌) 2025年4月 株式会社ネオパートナーズ代表取締役(現任)	(注)3	3,500
取締役 (監査等委員)	三原 宇雄	1975年8月20日生	2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2005年9月 株式会社レコフ入社 2007年3月 三菱UFJ証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2010年7月 株式会社みずほ銀行 入行 2014年4月 三原公認会計士事務所所長(現任) 2016年1月 株式会社レアジョブ監査役 2016年4月 マーブルメトリクス株式会社代表取締役(現任) 2016年6月 株式会社レアジョブ取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 株式会社インフォキューピック・ジャパン監査役 2020年11月 一般社団法人日本ケアテック協会監事 2022年4月 株式会社ピープリッド取締役(現任) 2023年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	原島 茂雄	1974年10月31日生	1997年7月 加藤公認会計士事務所入所 2000年1月 森谷会計事務所入所 2005年3月 税理士登録 2006年5月 株式会社メディアインタラクティブ(現当社)監査役就任 2006年7月 はらしま会計事務所所長(現 J G A 税理士法人代表社員)(現任) 2012年2月 ゲーシーズアカウンツ株式会社(現 J Glocal Accounting株式会社)設立 代表取締役(現任) 2013年12月 J Glocal Accounting Co., Ltd.(タイ国)代表取締役(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	38,900 (注)6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	中川 達也	1976年1月21日生	2000年10月 弁護士登録 染井・前田法律事務所入所 2004年10月 染井・前田・中川法律事務所パートナー (現任) 2010年6月 パウダーテック株式会社取締役 2015年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 株式会社グッピーズ監査役	(注)4	4,000
計					1,347,550

(注) 1. 三原宇雄、原島茂雄及び中川達也は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会は次のとおりであります。

委員長 三原宇雄、委員 原島茂雄、委員 中川達也

3. 2025年12月23日開催の定時株主総会の終結の時から、2026年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2025年12月23日開催の定時株主総会の終結の時から、2027年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役 橋本光伸の所有株式数には、資産管理会社である株式会社エムスリードリームインベスターが所有する株式数(658,000株)を含め表示しております。

6. 取締役 原島茂雄の所有株式数には、同氏が代表を務めるJ Glocal Accounting株式会社が所有する株式数(8,000株)を含め表示しております。

#### 社外役員の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、経営の監視・監督機能を強化するため、3名の監査等委員である社外取締役を選任しております。三原宇雄は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。原島茂雄は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。中川達也は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。当社は社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割として、社外取締役がそれぞれの専門分野における相当程度の知見を活かしつつ、独立的立場から経営判断に関わることで経営の監視・監督を遂行していただくことを期待しており、その観点から3名の社外取締役はいずれも適任であると判断しております。また、当社では取締役会の構成員(6名)のうち半数(3名)が社外取締役であり、当社の現時点における経営規模及び社外取締役が果たすべき制約機能の観点から必要かつ十分な人員を確保しているものと考えております。

また、当社の社外取締役は全員が指名・報酬委員会の構成員となっております。取締役の選解任・報酬等の検討にあたっては、指名・報酬委員会を通じて独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

さらに、社外取締役で構成される監査等委員会は、当社の内部統制システムが有効に機能しているか監査するとともに、内部監査担当及び会計監査人と情報・意見等を交換するための会合を定期的に開催しております。

社外取締役である、原島茂雄は当社株式38,900株、中川達也は当社株式4,000株及び新株予約権3個を保有しておりますが、それ以外に当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は社外取締役の選任に際して独立性を判断する基準を明確にすることを目的として、東京証券取引所の独立役員の独立性判断基準を基に、以下の「社外役員の独立性判断基準」を定め、三原宇雄、原島茂雄及び中川達也を同取引所に独立役員として届け出しております。

#### [社外役員の独立性判断基準]

以下のいずれにも該当しないこと。

- a. 当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(注1)
- b. 当社グループを主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
- c. 当社グループの主要な取引先(注3)又はその業務執行者
- d. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
- e. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- f. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- g. 当社グループから役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- h. 当社グループから多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- i. 当社グループから多額(注4)の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- j. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合

- において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用者である者
- k . 上記 b ~ j に過去 3 年間において該当していた者
- 1 . 上記 a ~ j に該当する者が重要な者（注 5）である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- （注）1 . 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人並びに過去に一度でも当社グループに所属したことがある者をいう。
- 2 . 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の 2 %以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
- 3 . 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2 %以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の 2 %以上の額を当社に融資している者をいう。
- 4 . 多額とは、過去 3 事業年度の平均で、個人の場合は年間 1,000 万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の 2 %を超えることをいう。
- 5 . 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は全員、監査等委員を兼ねており、取締役会及び監査等委員会に出席し、内部監査・監査等委員会監査及び会計監査との相互連携を行っております。その他、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会等において会計監査人及び内部監査担当より定期的にその活動状況等について報告を受け、また、意見交換を行う等の相互連携を図っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役 3 名で構成されております。監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席により経営監督機能を担うとともに、内部監査担当や会計監査人と緊密に連携することで、監査・監督の成果を高めております。また、監査等委員会の委員長である社外取締役の三原宇雄は、監査等委員会の監査計画に基づき、社内の重要な会議に随時出席する他、重要な書類の閲覧、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人への意見聴取及び内部通報の社内窓口対応等を行っております。

また、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

なお、監査等委員三原宇雄は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員原島茂雄は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員中川達也は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

当社では、監査等委員会を月 1 回の定例開催に加えて必要に応じて随時開催しております。当事業年度における個々の監査等委員の監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数(出席率)
三原 宇雄	13回	13回(100%)
原島 茂雄	13回	13回(100%)
中川 達也	13回	13回(100%)

監査等委員会における具体的な検討内容として、重点監査項目を次のとおり設定し、期初に監査計画として決議し取締役会に報告するとともに、活動状況を定期的に取締役会に報告しております。

- ・取締役会等の意思決定の監査
- ・内部統制システムに係る監査
- ・企業情報開示体制の監査
- ・事業報告等及び計算関係書類の監査
- ・有価証券報告書及び半期報告書の監査
- ・会計監査人の職務遂行が適正に行われることを確保するための体制の監査

- ・競業取引及び利益相反取引等の監査
- ・KAMへの対応
- ・子会社監査
- ・取締役の報酬の決定方針の監査

また、上記に加えて、内部通報への対応方針の検討も随時実施しております。

#### 内部監査の状況

当社の内部監査は、子会社も含めた各部門の業務活動を対象とし、業務監査と会計監査に区分し、年度計画に基づいて定期的に継続して実施しております。定期監査にあたり、内部監査担当者は監査等委員と意見調整のうえ、あらかじめ「内部監査計画書」を作成し、代表取締役の承認を得ます。監査は、原則として実地監査としており、必要に応じて書面監査を実施いたします。監査の実施にあたってはあらかじめ被監査部門に「内部監査実施通知書」にて通知し、内部監査実施後、被監査部門長に対し監査結果を説明し、意見を聴取しております。内部監査担当者は、「内部監査報告書」を作成して代表取締役へ提出し、当該報告書の写しを被監査部門へ回付いたします。代表取締役は「内部監査報告書」の内容に基づき、重要と認めた事項を「業務改善指示書」として内部監査担当者を通じて被監査部門へ伝達します。「改善指示書」を伝達された被監査部門は、監査結果の改善状況等を「業務改善結果報告書」にて代表取締役、内部監査担当者に報告しており、内部監査担当者は後日改善確認を行っております。

内部監査担当者が取締役会に直接報告を行う仕組みはございませんが、内部監査の結果は代表取締役と監査等委員長に報告されたのち、代表取締役を通じて取締役会に毎月報告を行い、実効性を確保しております。また、内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施できるよう、協議又は意見・情報の交換を行っております。また、監査等委員及び会計監査人に対し、監査計画と監査結果について定期的に報告を行い、必要に応じて監査等委員及び会計監査人が行う調査に協力しております。

#### 会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。また、会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

a . 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b . 継続監査期間

10年

c . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吹上 剛

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 7名、その他13名、計20名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、品質管理体制、監査体制、監査計画及び監査報酬水準等の観点から「会計監査人候補を選定するための基準」を設けており、当該基準に照らして適切な会計監査人を選定することとしております。

会計監査人として太陽有限責任監査法人を選定した理由は、その適格性、監査体制、監査計画等が当社の基準を満たしており、また、監査の継続性も勘案し検討した結果、適任と判断したためとなります。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f . 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受けた上で検討を行い、会計監査人を総合的に評価しております。上記評価の結果、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人に問題は認められず、解任及び不再任に該当する事象も認められないと認識しております。

(監査報酬の内容等)

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000	-	18,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,000	-	18,000	-

当社は上記報酬の額以外に、当連結会計年度に前連結会計年度に係る追加監査報酬として2,000千円を支払っております。

監査公認会計士等の非監査業務の内容

( 前連結会計年度 )

該当事項はありません。

( 当連結会計年度 )

該当事項はありません。

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a . を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査法人により提示された監査の体制・手続・日程等の監査計画や監査見積時間等を検討した上で、監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定しております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬額について妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査等委員である社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いたしており、当社はその報酬限度額内で役員報酬を決定しております。

本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名、監査等委員である社外取締役3名であります。

当社は、2023年12月22日開催の定時株主総会において、上記の報酬額とは別枠で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

これを受け、2021年2月12日開催の取締役会において決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2023年12月22日開催の取締役会において改定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

- a . 当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）の個人別の報酬等の構成は、金銭報酬としての固定報酬及び非金銭報酬としての株式報酬とし、役員賞与、退職慰労金、業績連動報酬等を支給しない。
- b . 固定報酬は、他社の役員報酬や当社の従業員給与の水準との比較、中期経営計画の達成度を考慮したうえで、役位、職責、在任年数を総合的に勘案して、指名・報酬委員会での諮問を経て、今後1年分につき定時株主総会後に初めて開催する取締役会において合議のうえ承認して確定することを基本方針とする。
- c . 固定報酬は毎月同額とし、取締役の任期中に限り、当月分を翌月中に支払う。
- d . 株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、株主の皆様との中長期にわたる価値共有を実現することを基本方針とする。
- e . 株式報酬は譲渡制限付株式とし、各取締役に割り当てる株式の数又は額については、株主総会で決議された枠内（年間12,600株以内、総額は年額20百万円以内）で、役位、職責その他諸般の事情を勘案した上で、指名・報酬委員会での諮問を経て、取締役会において支給の有無や支給株式数を決定し、支給する場合には、定時株主総会後一定の時期に支給する。また、当該譲渡制限付株式は、当該譲渡制限付株式の給付期日から、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとし、所定の事由が生じた場合には無償取得するものとする。
- f . 固定報酬と株式報酬の比率については、当社の企業理念を実現する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値および株主価値の向上のために業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成となるよう、会社の業績、各取締役の役位、職責、在任年数および成果等を勘案して、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、その意見を尊重して取締役会において決定する。

当社は、取締役の報酬の決定プロセスの透明性・客觀性を担保するために、役員報酬に関する取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は社外取締役原島茂雄を委員長とし、社外取締役三原宇雄、社外取締役中川達也、代表取締役橋本光伸の4名により構成されており、委員の過半数を独立社外取締役が占めています。

取締役会は、指名・報酬委員会より答申された取締役の個人別の報酬等の案をもとに、上記決定方針に沿った内容であることを確認し、協議の上決議を行い、取締役の個人別の報酬等として決定いたします。

また、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更する場合、指名・報酬委員会の諮問を経て改定いたします。

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定については、委員の過半数が独立社外取締役によって構成され、かつ委員長を独立社外取締役とする指名・報酬委員会が、内容について、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	57,879	48,831	-	9,048	3
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	12,000	12,000	-	-	3

(注) 1. 期末日現在の取締役(監査等委員を除く)は3人、社外取締役(監査等委員)は3人であります。

2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

3. 社外取締役が連結子会社から受けている報酬等はございません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更、適用等の情報収集を行っております。また、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに参加するとともに、社内規程やマニュアルを整備し隨時更新を行い、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

## 1 【連結財務諸表等】

### (1) 【連結財務諸表】

#### 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<strong>資産の部</strong>		
<strong>流動資産</strong>		
現金及び預金	714,163	1,018,964
受取手形及び売掛金	1 272,825	1 332,831
商品	-	5,045
仕掛品	29,149	22,235
貯蔵品	6,525	7,146
その他	88,737	46,227
貸倒引当金	243	294
流動資産合計	<u>1,111,158</u>	<u>1,432,157</u>
<strong>固定資産</strong>		
<strong>有形固定資産</strong>		
建物	44,393	44,393
減価償却累計額	14,746	16,847
建物（純額）	<u>29,647</u>	<u>27,546</u>
リース資産	4,122	4,122
減価償却累計額	1,493	2,317
リース資産（純額）	<u>2,628</u>	<u>1,804</u>
その他	19,676	19,881
減価償却累計額	16,440	17,717
その他（純額）	<u>3,235</u>	<u>2,163</u>
有形固定資産合計	<u>35,512</u>	<u>31,514</u>
<strong>無形固定資産</strong>		
のれん	145,512	128,763
顧客関連資産	24,066	21,266
ソフトウェア	36,265	29,804
無形固定資産合計	<u>205,845</u>	<u>179,835</u>
<strong>投資その他の資産</strong>		
繰延税金資産	77,325	104,358
差入保証金	255,496	43,961
その他	1,454	6,999
投資その他の資産合計	<u>334,276</u>	<u>155,319</u>
<strong>固定資産合計</strong>	<u>575,633</u>	<u>366,668</u>
<strong>資産合計</strong>	<u>1,686,792</u>	<u>1,798,826</u>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	68,460	80,011
1年内返済予定の長期借入金	121,500	183,200
未払金	53,811	30,448
前受金	32,701	13,333
リース債務	906	796
未払法人税等	3,530	5,471
未払消費税等	12,091	37,527
パネルポイント引当金	82,077	86,673
株主優待引当金	-	9,460
未払費用	82,408	88,820
その他	20,328	22,863
<b>流動負債合計</b>	<b>477,816</b>	<b>558,605</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	393,492	445,289
リース債務	2,136	1,339
資産除去債務	3,057	3,077
<b>固定負債合計</b>	<b>398,685</b>	<b>449,706</b>
<b>負債合計</b>	<b>876,501</b>	<b>1,008,311</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>85,621</b>	<b>85,824</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>285,622</b>	<b>284,589</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>500,343</b>	<b>526,974</b>
<b>自己株式</b>	<b>61,296</b>	<b>106,873</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>810,290</b>	<b>790,514</b>
<b>純資産合計</b>	<b>810,290</b>	<b>790,514</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,686,792</b>	<b>1,798,826</b>

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
売上高	2,098,078	2,306,479
売上原価	1,144,212	1,227,556
売上総利益	953,865	1,078,923
販売費及び一般管理費	1 938,364	1 1,068,073
営業利益	15,501	10,849
営業外収益		
受取利息	58	853
業務受託料	625	109
補助金収入	967	319
その他	1,368	654
営業外収益合計	3,019	1,935
営業外費用		
支払利息	3,479	5,130
支払保証料	41	-
その他	927	-
営業外費用合計	4,448	5,130
経常利益	14,072	7,654
特別利益		
子会社株式売却益	2 167,899	2 1
特別利益合計	167,899	1
税金等調整前当期純利益	181,971	7,655
法人税、住民税及び事業税	18,503	8,057
法人税等調整額	16,031	27,032
法人税等合計	34,534	18,975
当期純利益	147,436	26,630
親会社株主に帰属する当期純利益	147,436	26,630

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
当期純利益	147,436	26,630
包括利益	147,436	26,630
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	147,436	26,630

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位 : 千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	84,721	285,127	352,906	70,032	652,722	652,722
当期変動額						
新株の発行	900	900			1,800	1,800
親会社株主に帰属する当期純利益			147,436		147,436	147,436
自己株式の取得					-	-
自己株式の処分		405		8,736	8,330	8,330
当期変動額合計	900	494	147,436	8,736	157,568	157,568
当期末残高	85,621	285,622	500,343	61,296	810,290	810,290

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位 : 千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	85,621	285,622	500,343	61,296	810,290	810,290
当期変動額						
新株の発行	202	202			404	404
親会社株主に帰属する当期純利益			26,630		26,630	26,630
自己株式の取得				59,966	59,966	59,966
自己株式の処分		1,234		14,389	13,154	13,154
当期変動額合計	202	1,032	26,630	45,576	19,776	19,776
当期末残高	85,824	284,589	526,974	106,873	790,514	790,514

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	181,971	7,655
減価償却費	11,752	16,204
のれん償却額	17,819	16,748
貸倒引当金の増減額(は減少)	655	51
パネルポイント引当金の増減額(は減少)	4,858	4,596
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	9,460
株式報酬費用	4,832	10,722
受取利息及び受取配当金	58	853
支払利息	3,479	5,130
売上債権の増減額(は増加)	13,374	60,005
棚卸資産の増減額(は増加)	141	1,246
子会社株式売却損益(は益)	167,899	1
前受金の増減額(は減少)	12,957	19,368
その他の流動資産の増減額(は増加)	37,567	778
仕入債務の増減額(は減少)	4,506	11,550
その他の流動負債の増減額(は減少)	10,046	11,040
小計	30,454	14,957
利息及び配当金の受取額	58	853
利息の支払額	3,479	5,130
法人税等の支払額	62,878	6,098
法人税等の還付額	-	44,638
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>35,844</b>	<b>49,220</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	558	204
無形固定資産の取得による支出	-	2,741
定期預金の払戻による収入	30,000	-
差入保証金の差入による支出	-	3,696
差入保証金の回収による収入	-	214,200
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	2 6
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 173,762	-
事業譲受による支出	3 107,620	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>95,583</b>	<b>207,551</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,800	404
短期借入金の返済による支出	25,004	-
長期借入れによる収入	300,000	250,000
長期借入金の返済による支出	89,829	136,503
自己株式の取得による支出	-	59,966
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	5,000
その他	853	906
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>186,114</b>	<b>48,028</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	245,853	304,800
現金及び現金同等物の期首残高	468,310	714,163
現金及び現金同等物の期末残高	1 714,163	1 1,018,964

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

パイルアップ株式会社

当連結会計年度末において、株式譲渡により、株式会社Zeroを連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

株式会社ネオパートナーズ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称

株式会社ネオパートナーズ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためあります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

商品、貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～30年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

顧客関連資産については、その効果の発現する期間(9年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

パネルポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルへのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

インサイトドリブン、カスタマードリブン、デジタルマーケティング、PR、カスタマーサクセス  
上記のサービスは、顧客との契約内容に応じて、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供については、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

B to Bマーケティング支援サービス

上記のサービスは、顧客との契約に基づき契約期間にわたり継続的に役務を提供する義務を負うため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたりて収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年～15年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1. 事業譲受により発生したのれん及び無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	145,512千円	128,763千円
顧客関連資産	24,066千円	21,266千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

事業譲受の取得対価の決定に当たっては、外部の専門家による事業価値算定の結果を利用してあり、当該事業価値は事業計画を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く評価技法を用いております。

そして、事業譲受を実施した際に識別したのれん及び無形資産については、その効果の及ぶ期間のうち既に経過した年数について償却した残額を貸借対照表に計上しております。

のれん及び顧客関連資産の評価にあたっては、取得時の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、減損兆候の把握を行っております。当該事業計画の主要な仮定は、売上高成長率の成長見通し及び売上総利益率であります。減損の兆候を把握した場合、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該資産については、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 株式会社ネオマーケティングにおける繰延税金資産の回収可能性

### (1) 連結貸借対照表に含まれる親会社の繰延税金資産計上額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	76,802千円	103,842千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税負担を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

また、株式会社ネオマーケティングの繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の一時差異等加減算前課税所得は、事業計画を基礎として見積もり、将来減算一時差異の解消スケジューリングの結果により繰延税金資産の計上額を算定しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における売上高は、顧客からの受注予測を考慮したうえで、一定の成長を織り込んでおり、当該事業計画における主要な仮定は売上高であります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

### (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

### (未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

#### (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

#### (2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
受取手形	6,336千円	13,851千円
売掛金	266,488	318,979

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を可能とするため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額の総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	200,000	200,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給料及び手当	345,026千円	420,444千円
貸倒引当金繰入額	169	51
のれん償却額	17,819	16,748

2 子会社株式売却益

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

連結子会社であった株式会社セールスサポートの株式譲渡によるものであります。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

連結子会社であった株式会社Zeroの株式譲渡によるものであります。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (企業統合等関係)」に記載のとおりであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	2,522,800	7,600	-	2,530,400
合計	2,522,800	7,600	-	2,530,400
自己株式				
普通株式(注) 2	61,324	-	7,650	53,674
合計	61,324	-	7,650	53,674

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加7,600株は新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,650株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	2,530,400	3,600	-	2,534,000
合計	2,530,400	3,600	-	2,534,000
自己株式				
普通株式(注) 2 , 3	53,674	47,700	12,600	88,774
合計	53,674	47,700	12,600	88,774

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加3,600株は新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加47,700株は、取締役会決議に基づく市場からの自己株式の取得によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少12,600株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	714,163千円	1,018,964千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	-	-
現金及び現金同等物	714,163	1,018,964

## 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

株式の売却により株式会社セールスサポートを連結から除外したことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の売却価額と売却による収入（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	71,155千円
固定資産	658
のれん	13,364
流動負債	14,577
株式の売却益	167,899
	—————
株式の売却価額	238,500
	—————
現金及び現金同等物	64,737
	—————
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入	173,762

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

株式の売却により株式会社Zeroを連結から除外したことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の売却価額と売却による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	3,176千円
流動負債	17
株式の売却益	1
株式の売却価額	3,160
	—————
現金及び現金同等物	3,166
	—————
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による支出	6

## 3 事業譲受により取得した資産及び負債の内訳

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

株式会社MDからの事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

固定資産	26,841千円
のれん	50,758
ソフトウエア	29,000
顧客関連資産	25,000
流動負債	23,980
事業の譲受価額	107,620
現金及び現金同等物	-
	—————
差引：事業譲受による支出	107,620

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を最優先に流動性と有利性のバランスを勘案した運用を基本姿勢としており、資金調達については事業計画に照らして必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金への充当を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であり、一部を除き金利の変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、新規取引先等につきまして、審査を行っております。また、経営管理本部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

###### 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金の金利変動リスクについては、金融機関より情報を収集し定期的に契約条件の見直しを行っております。

###### 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループ企業や各部署からの報告に基づき、経営管理本部が資金繰り表を作成及び更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性を管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

### 前連結会計年度(2024年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金	393,492	395,292	1,800
(2) リース債務(固定負債)	2,136	2,098	37
負債計	395,628	397,390	1,762

(\*) 「現金及び預金」の現金については、現金であること、「現金及び預金」の預金、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「1年以内返済予定の長期借入金」、「リース債務(流動負債)」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金	445,289	445,303	14
(2) リース債務(固定負債)	1,339	1,312	27
負債計	446,628	446,615	13

(\*) 「現金及び預金」の現金については、現金であること、「現金及び預金」の預金、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「1年以内返済予定の長期借入金」、「リース債務(流動負債)」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	714,163	-	-	-
受取手形及び売掛金	272,825	-	-	-
合計	986,989	-	-	-

当連結会計年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,018,964	-	-	-
受取手形及び売掛金	332,831	-	-	-
合計	1,351,795	-	-	-

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年以内返済予定の 長期借入金	121,500	-	-	-	-	-
長期借入金	-	133,196	125,296	84,954	31,680	18,366
リース債務	906	796	642	642	53	-
合計	122,406	133,992	125,938	85,596	31,733	18,366

当連結会計年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年以内返済予定の 長期借入金	183,200	-	-	-	-	-
長期借入金	-	175,300	134,124	81,684	54,181	-
リース債務	796	642	642	53	-	-
合計	183,996	175,942	134,766	81,737	54,181	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類

しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	-	395,292	-	395,292
(2) リース債務(固定負債)	-	2,098	-	2,098
負債計	-	397,390	-	397,390

当連結会計年度(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金	-	445,303	-	445,303
(2) リース債務(固定負債)	-	1,312	-	1,312
負債計	-	446,615	-	446,615

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当する事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 90名	当社取締役 1名 当社子会社取締役 1名 当社従業員 63名	当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 122,000株	普通株式 51,200株	普通株式 14,000株
付与日	2016年7月7日	2018年9月6日	2019年9月18日
権利確定条件	権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。	権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。	権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年6月29日から 2026年6月14日	2020年9月7日から 2028年9月5日	2021年9月19日から 2029年9月18日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 24名	当社従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 12,800株	普通株式 4,400株
付与日	2020年4月14日	2020年9月30日
権利確定条件	権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。	権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員または社外協力者の地位にあることを要します。ただし、定年退職した場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年4月15日から 2030年4月14日	2022年10月1日から 2030年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計 年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計 年度末	18,000	26,000	4,000
権利確定	-	-	-
権利行使	3,200	400	-
失効	-	400	-
未行使残	14,800	25,200	4,000

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計 年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計 年度末	8,800	2,800
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	1,200	-
未行使残	7,600	2,800

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	83	348	353
行使時 平均株価 (円)	1,321	1,061	-
付与日に おける公正な（円） 評価単価	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
権利行使価格（円）	500	500
行使時 平均株価 (円)	-	-
付与日に おける公正な（円） 評価単価	-	-

(注) 2020年9月29日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2021年3月2日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式と純資産方式の折衷した方式によっております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 45,026千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

4,246千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	164千円	373千円
パネルポイント引当金	27,792	29,279
未払賞与	9,078	9,789
広告宣伝費	7,360	-
株主優待引当金	-	3,272
資産除去債務	4,120	4,593
資産調整勘定	41,953	31,289
税務上の繰越欠損金(注)2	-	240,739
その他	5,084	9,068
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>95,553</b>	<b>328,403</b>
繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	205,930
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,546	9,260
<b>評価性引当額小計(注)1</b>	<b>5,546</b>	<b>215,190</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>90,006</b>	<b>113,213</b>
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	918千円	894千円
顧客関連資産	8,324	7,511
未収事業税	3,438	449
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>12,681</b>	<b>8,855</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>77,325</b>	<b>104,358</b>

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	-	240,739	240,739
評価性引当額	-	-	-	-	-	205,930	205,930
繰延税金資産	-	-	-	-	-	34,808	(2)34,808

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金240,739千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産34,808千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	79.7
税額控除	1.0	-
住民税均等割	1.7	37.7
軽減税率適用による影響	1.5	13.8
評価性引当額の増減	0.9	2,407.9
税率変更による影響	-	21.6
のれん償却額	2.5	75.7
子会社株式売却益の連結修正	17.1	2.4
連結除外による影響	0.4	-
子会社株式評価損認容	-	2,844.9
その他	1.1	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.0	247.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.6%から、2026年10月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,651千円増加し、法人税等調整額が1,651千円減少しております。

（企業結合等関係）

（事業分離）

当社は、2024年12月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社Zeroの全株式を譲渡することを決議し、2025年1月1日付で譲渡いたしました。これに伴い、当社の連結子会社から除外しております。

1. 事業分離の概要

（1）分離先企業の名称

当該譲渡先との間の守秘義務に基づき非公表とさせていただきます。

（2）分離した子会社の名称及びその事業の内容

名称：株式会社Zero

事業内容：マーケティング支援事業

（3）事業分離を行った主な理由

当社グループはZero社を2022年1月に子会社化し、クライアント企業のマーケティング活動やDX化におけるAI活用を推進して、データ分析における効率化や予測精度を高めることを目指しておりましたが、当社グループとの事業シナジーや市場環境、経営資源の選択と集中を検討するなか、株式売却について検討したところ、株式譲渡することが譲渡相手先企業を含めた当社、Zero社の3社にとって最善であるとの判断に至ったものであります。

（4）事業分離日

2025年1月1日（みなし譲渡日：2024年12月31日）

（5）法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

子会社株式売却益 1千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	3,176千円
資産合計	3,176千円
流動負債	17千円
負債合計	17千円

(3) 会計処理

当該株式会社の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を子会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3. 譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント

マーケティング支援事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額

売上高 - 千円  
営業損失 100千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

なお、一部については資産除去債務の負債計上に代えて、本社建物等の賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用として計上しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
(1) インサイトドリブン	495,538	551,139
(2) カスタマードリブン	846,119	998,089
(3) デジタルマーケティング・PR	403,610	417,053
(4) カスタマーサクセス	237,110	233,434
(5) BtoBマーケティング支援サービス	42,981	5,800
(6) その他	72,716	100,962
顧客との契約から生じる収益	2,098,078	2,306,479
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	2,098,078	2,306,479

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

また、支払条件につきましては、履行義務の充足後、契約に定める支払条件により短期のうちに支払いを受けております。主な支払条件は、顧客の検収完了から概ね1か月で支払いを受けており、重要な金融要素を含む取引はありません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	22,934
契約負債（期末残高）	32,701

(注) 契約負債は、主として、顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、21,828千円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	32,701
契約負債(期末残高)	13,333

(注) 契約負債は、主として、顧客との契約に基づき、履行義務を充足する前に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、30,556千円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、マーケティング支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社はマーケティング支援事業を単一のセグメントとして事業を行っております。そのため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社はマーケティング支援事業を単一のセグメントとして事業を行っております。そのため、報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報の記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

該当事項はありません。

**(1 株当たり情報)**

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり純資産額	327.16円	323.29円
1 株当たり当期純利益	59.68円	10.76円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	58.16円	10.71円

(注) 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	147,436	26,630
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	147,436	26,630
普通株式の期中平均株式数(株)	2,470,288	2,475,378
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	64,870	12,261
(うち新株予約権にかかる増加数(株))	( 64,870 )	( 12,261 )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	121,500	183,200	1.14	-
1年以内に返済予定のリース債務	906	796	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	393,492	445,289	1.14	2026年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,136	1,339	-	2026年～2028年
合計	518,034	630,625	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。  
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に分配しているため、記載しておりません。  
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	175,300	134,124	81,684	54,181
リース債務	642	642	53	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,297,767	2,306,479
税金等調整前 中間(当期)純利益 (千円)	105,868	7,655
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	182,814	26,630
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	73.66	10.76

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	672,096	971,858
受取手形	6,336	13,851
売掛金	1 258,507	1 306,562
商品	-	5,045
仕掛品	28,396	22,197
貯蔵品	6,525	7,146
前払費用	38,975	41,392
その他	1 53,745	1 7,505
貸倒引当金	243	294
<b>流動資産合計</b>	<b>1,064,341</b>	<b>1,375,266</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物(純額)	29,647	27,546
工具、器具及び備品(純額)	3,235	2,163
リース資産(純額)	2,628	1,804
<b>有形固定資産合計</b>	<b>35,512</b>	<b>31,514</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	135,346	120,597
顧客関連資産	24,066	21,266
ソフトウェア	36,265	29,804
<b>無形固定資産合計</b>	<b>195,678</b>	<b>171,668</b>
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	7,009	8,312
長期前払費用	1,454	1,999
繰延税金資産	76,802	103,842
差入保証金	255,496	43,961
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>340,762</b>	<b>158,115</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>571,953</b>	<b>361,298</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,636,294</b>	<b>1,736,564</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 69,714	1 78,753
1年内返済予定の長期借入金	121,500	183,200
リース債務	906	796
未払金	1 53,480	30,306
未払費用	82,408	88,820
株主優待引当金	-	9,460
未払法人税等	1,400	1,400
前受金	32,701	13,333
預り金	18,858	21,739
パネルポイント引当金	82,077	86,673
その他	9,362	38,332
<b>流動負債合計</b>	<b>472,411</b>	<b>552,816</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	393,492	445,289
リース債務	2,136	1,339
資産除去債務	3,057	3,077
<b>固定負債合計</b>	<b>398,685</b>	<b>449,706</b>
<b>負債合計</b>	<b>871,097</b>	<b>1,002,522</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>85,621</b>	<b>85,824</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>37,997</b>	<b>38,200</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>247,624</b>	<b>246,389</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>285,622</b>	<b>284,589</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>455,250</b>	<b>470,501</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>455,250</b>	<b>470,501</b>
<b>自己株式</b>		
<b>株主資本合計</b>	<b>765,197</b>	<b>734,042</b>
<b>純資産合計</b>	<b>765,197</b>	<b>734,042</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,636,294</b>	<b>1,736,564</b>

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
売上高	2,003,253	2,222,734
売上原価	1,120,904	1,192,553
売上総利益	882,348	1,030,181
販売費及び一般管理費	2 906,039	2 1,036,442
営業損失( )	23,690	6,261
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 56,835	1 793
業務受託料	1 3,216	1 1,357
経営指導料	1 1,946	-
補助金収入	967	319
その他	792	471
営業外収益合計	63,758	2,941
営業外費用		
支払利息	1 4,549	1 5,130
支払保証料	41	-
その他	927	-
営業外費用合計	5,518	5,130
経常利益又は経常損失( )	34,549	8,450
特別利益		
子会社株式売却益	3 78,000	-
特別利益合計	78,000	-
特別損失		
子会社株式売却損	-	4 537
子会社株式評価損	5 11,268	-
特別損失合計	11,268	537
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	101,281	8,987
法人税、住民税及び事業税	10,565	2,800
法人税等調整額	14,791	27,039
法人税等合計	25,356	24,239
当期純利益	75,924	15,251

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		660,317	58.9	699,391	58.7
仕入高		-	-	6,850	0.6
労務費		273,956	24.4	268,486	22.5
経費		186,654	16.7	216,671	18.2
当期総費用		1,120,929	100.0	1,191,400	100.0
期首仕掛品棚卸高		28,371		28,396	
合計		1,149,300		1,219,796	
期末商品棚卸高		-		5,045	
期末仕掛品棚卸高		28,396		22,197	
当期売上原価		1,120,904		1,192,553	

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ポイント	99,045	116,669
モニター手数料	4,736	10,249
通信費	9,018	10,185
消耗品費	4,811	3,471
地代家賃	20,710	27,402
賃借料	5,556	6,814
ITサービス費	29,872	26,674

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	84,721	37,097	248,030	285,127	379,325	379,325	70,032	679,141	679,141	
当期変動額										
新株の発行	900	900		900				1,800	1,800	
当期純利益					75,924	75,924		75,924	75,924	
自己株式の取得								-	-	
自己株式の処分			405	405			8,736	8,330	8,330	
当期変動額合計	900	900	405	494	75,924	75,924	8,736	86,056	86,056	
当期末残高	85,621	37,997	247,624	285,622	455,250	455,250	61,296	765,197	765,197	

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	85,621	37,997	247,624	285,622	455,250	455,250	61,296	765,197	765,197	
当期変動額										
新株の発行	202	202		202				404	404	
当期純利益					15,251	15,251		15,251	15,251	
自己株式の取得							59,966	59,966	59,966	
自己株式の処分			1,234	1,234			14,389	13,154	13,154	
当期変動額合計	202	202	1,234	1,032	15,251	15,251	45,576	31,155	31,155	
当期末残高	85,824	38,200	246,389	284,589	470,501	470,501	106,873	734,042	734,042	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 商品、貯蔵品

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～30年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

顧客関連資産については、その効果の発現する期間(9年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) パネルポイント引当金

アイリサーチに登録されている生活者パネルからのポイント交換申請による支出に備えるため、期末累計ポイントから期末累計ポイントに過去3年間のポイント失効実績率を乗じた金額を控除して計算した見積額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来発生見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

インサイトドリブン、カスタマードリブン、デジタルマーケティング、PR、カスタマーサクセス

上記のサービスは、顧客との契約内容に応じて、主に独自に収集した各種データの提供やデータ解析等により顧客のマーケティング活動を支援するサービスを提供しております。当該サービスの提供について

は、契約に基づくサービス提供が完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

## 6 . のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年～15年間の定額法により償却を行っております。

### (重要な会計上の見積り)

#### 1 . 事業譲受により発生したのれん及び無形資産の評価

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
のれん	135,346千円	120,597千円
顧客関連資産	24,066千円	21,266千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

事業譲受の取得対価の決定に当たっては、外部の専門家による事業価値算定の結果を利用しておあり、当該事業価値は事業計画を基礎として見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く評価技法を用いております。

そして、事業譲受を実施した際に識別したのれん及び無形資産については、その効果の及ぶ期間のうち既に経過した年数について償却した残額を貸借対照表に計上しております。

のれん及び顧客関連資産の評価にあたっては、取得時の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、減損兆候の把握を行っております。当該事業計画の主要な仮定は、売上高成長率の成長見通し及び売上総利益率であります。減損の兆候を把握した場合、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該資産については、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

#### 2 . 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	76,802千円	103,842千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来の税負担を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

また、繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の一時差異等加減算前課税所得は、事業計画を基礎として見積もり、将来減算一時差異の解消スケジューリングの結果により繰延税金資産の計上額を算定しております。

将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における売上高は、顧客からの受注予測を考慮したうえで、一定の成長を織り込んでおり、当該事業計画における主要な仮定は売上高であります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>流動資産</b>		
売掛金	865千円	1,283千円
未収入金	4,433	2,864
<b>流動負債</b>		
買掛金	4,810	2,867

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
受取配当金	56,781千円	- 千円
業務受託料	2,935	1,248
経営指導料	1,946	-
支払利息	1,070	-

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度79%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度21%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
減価償却費	3,676千円	5,222千円
ポイント引当金繰入額	11,373	12,463
役員報酬	58,107	59,163
給料及び手当	331,779	411,029
貸倒引当金繰入額	169	51
のれん償却額	11,364	14,748

3 子会社株式売却益

子会社株式売却益は、株式会社セールスサポートの全株式を譲渡したことによるものであります。

4 子会社株式売却損

子会社株式売却損は、株式会社Zeroの全株式を譲渡したことによるものであります。

5 子会社株式評価損

子会社株式評価損は、株式会社Zeroの株式に係るものであります。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式7,009千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

当事業年度(2025年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式8,312千円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金(注)2	- 千円	240,739千円
パネルポイント引当金	27,792	29,279
未払賞与	8,971	9,682
広告宣伝費	7,360	-
株主優待引当金	-	3,272
子会社株式評価損	178,876	1,660
子会社株式簿価修正	40,545	-
資産除去債務	4,120	4,593
資産調整勘定	41,729	31,289
その他	5,056	9,032
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>314,452</b>	<b>329,548</b>
繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	205,930
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	224,969	10,921
<b>評価性引当額小計(注)1</b>	<b>224,969</b>	<b>216,851</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>89,483</b>	<b>112,697</b>
 <b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	918	894
未収事業税	3,438	449
顧客関連資産	8,324	7,511
<b>繰延税金負債小計</b>	<b>12,681</b>	<b>8,855</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>76,802</b>	<b>103,842</b>

(注) 1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金( -1 )	-	-	-	-	-	240,739	240,739
評価性引当額	-	-	-	-	-	205,930	205,930
繰延税金資産	-	-	-	-	-	34,808	( -2 )34,808

- ( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- ( 2 ) 税務上の繰越欠損金240,739千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産34,808千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金にされない項目	-	67.6
受取配当等永久に益金にされない項目	59.4	-
税額控除	1.3	-
住民税均等割	2.8	31.2
軽減税率適用による影響	0.8	-
評価性引当額の増減	45.5	372.3
税率変更による影響	-	18.4
のれん償却額	3.9	56.8
その他	0.2	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0	269.7

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.6%から、2026年10月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,651千円増加し、法人税等調整額が1,651千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	44,393	-	-	44,393	16,847	2,101	27,546
工具、器具及び備品	19,676	204	-	19,881	17,717	1,276	2,163
リース資産	4,122	-	-	4,122	2,317	824	1,804
有形固定資産計	68,192	204	-	68,396	36,882	4,202	31,514
無形固定資産							
のれん	177,770	-	-	177,770	57,173	14,748	120,597
顧客関連資産	25,000	-	-	25,000	3,733	2,800	21,266
ソフトウェア	89,191	2,741	-	91,932	62,128	9,202	29,804
無形固定資産計	291,962	2,741	-	294,703	123,034	26,751	171,668
長期前払費用	1,454	2,504	1,959	1,999	-	-	1,999

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりです。

ソフトウェア

リサーチDEMO！機能改修

2,191千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	243	51	-	-	294
パネルポイント引当金	82,077	86,673	-	82,077	86,673
株主優待引当金	-	9,460	-	-	9,460

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. パネルポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 -</p> <p>買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://neo-m.jp/ir/pn/">https://neo-m.jp/ir/pn/</a>
株主に対する特典	毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された5単元(500株)以上保有の株主に対し、デジタルギフト®(QUOカードPay含む)20,000円分を贈呈する。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができない旨、定款に定めてあります。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月23日 関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月23日 関東財務局長に提出。

#### (3) 半期報告書及び確認書

(第26期中)(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日) 2025年5月14日 関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2024年12月23日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

2025年6月4日、2025年7月3日、2025年8月5日、2025年9月3日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月24日

株式会社ネオマーケティング  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 健 文

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吹 上 剛

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオマーケティングの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティング及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ネオマーケティングにおける繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産104,358千円を計上している。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、このうち親会社である株式会社ネオマーケティングにおける繰延税金資産の計上額は103,842千円である。</p> <p>同社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の判断や将来の一時差異等加減算前課税所得の見積り等に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で繰延税金資産を計上している。</p> <p>将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは事業計画を基礎としている。当該事業計画における売上高は、顧客からの受注予測を考慮したうえで、一定の成長を織り込んでいる。</p> <p>当該事業計画の主要な仮定は売上高であり、これには過去の実績及び経営環境を踏まえた経営者による判断が含まれており不確実性を伴うことから、当監査法人は繰延税金資産の回収可能性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制について理解した。</li> <li>・ 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類について、過年度及び当期における課税所得の発生状況を確認した。</li> <li>・ 過年度における事業計画と実績との比較を行い、経営者の見積りの不確実性を評価した。</li> <li>・ 取締役会議事録を閲覧し、事業計画が承認されていることを確かめた。</li> <li>・ 事業計画における主要な仮定である売上高に関して、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画の前提となる経営環境の見通しやそれを踏まえた売上高の算定方法、及び計画どおりに進捗しなかった場合の代替的仮定について経営者へ質問した。</li> <li>・ 外部機関によるマーケットレポートを閲覧し、事業計画との整合性を確認した。</li> <li>・ 過去実績からの趨勢分析及び足元の受注状況に関する資料を閲覧した。</li> <li>・ 翌期以降の一時差異のスケジューリング結果に基づき繰延税金資産が計上されているかどうか再計算を実施した。</li> </ul> </li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネオマーケティングの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ネオマーケティングが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月24日

株式会社ネオマーケティング  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 健 文

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吹 上 剛

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネオマーケティングの2024年10月1日から2025年9月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティングの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 繰延税金資産の回収可能性の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社ネオマーケティングにおける繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。